

# 総務教育常任委員会資料

(平成29年2月24日)

## 【 件 名 】

- ・ 懲戒免職処分取消請求事件及び退職手当支給制限処分取消請求事件の控訴について  
(教育総務課、高等学校課) ..... 1
- ・ 第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について(教育総務課) ..... 2
- ・ 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について(教育環境課) ..... 13
- ・ 平成28年度第3回鳥取県いじめ問題対策連絡協議会について  
(いじめ・不登校総合対策センター) ..... 14
- ・ 「鳥取県人権教育基本方針―第2次改訂―」の策定について(人権教育課) ..... 15
- ・ 鳥取県立美術館整備基本構想について(博物館) ..... 16
- ・ 平成28年度企画展シリーズ ミュージアムとの創造的対話01「Monument/Document  
誰が記憶を所有するのか？」の開催について(博物館) ..... 63

教 育 委 員 会



# 懲戒免職処分取消請求事件及び退職手当支給制限処分取消請求事件の控訴について

平成29年2月24日  
教育総務課・高等学校課

標記については、県が勝訴しましたが、平成29年1月10日付け（本県受付日：2月14日）で、下記のとおり広島高等裁判所松江支部へ控訴されました。

今後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第56条に基づき県教育委員会（担当：教育総務課・高等学校課）が県を代表して対応を行います。

## 記

1 控訴人 平成25年8月20日付けで懲戒免職処分、平成25年12月4日付けで退職手当支給制限処分を行った教職員

2 被控訴人 鳥取県（処分行政庁 鳥取県教育委員会）

### 3 控訴の趣旨

次の判決を求める。

(1) 原判決を取り消す。

(2) 県教育委員会が平成25年8月20日付けで控訴人に行った懲戒免職処分の取消し。

(3) 県教育委員会が平成25年12月4日付けで控訴人に行った退職手当支給制限処分（全部不支給）の取消し。

(4) 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

#### 一審裁判所の判断

##### <懲戒免職処分>

本件飲酒運転は、二日酔い事案等と同程度に事案としての悪質性があるとは認めがたい場合には当たらないものであり、原則どおり懲戒免職処分とする場合に該当する。

○平成25年5月、米子駅前の居酒屋で開催された会合に参加して飲酒した後、近くのスーパーの駐車場に駐車していた軽自動車を運転して市内の自宅に帰宅する途中、自宅近くの植木囲いブロックに衝突し、軽自動車を放置したまま徒歩で帰宅（控訴人は衝突時に受傷し入院）

##### <退職手当支給制限（全部不支給）処分>

物損事故を伴う飲酒運転に及んだという原告の非違行為について、非違の発生を抑止する目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とするなかで、当該非違行為に至った経緯に遵法意識の著しい欠如がうかがわれ、当該非違後における当該退職をした者の言動が悪質であるという処分を加重すべき要素が認められる一方、特に処分を軽減すべきであると考えられる要素はないから、原則どおり、全部を支給しないこととすることが相当である。

### 4 経緯

平成25年	5月18日	飲酒事故
	8月20日	懲戒免職処分
	10月9日	検察庁が不起訴処分
	10月17日	懲戒免職処分について、人事委員会へ不服申立書提出
	12月4日	退職手当支給制限処分
平成26年	1月30日	退職手当支給制限処分について、鳥取県知事へ審査請求
	12月19日	懲戒免職処分について、人事委員会が判定（懲戒処分を承認）
平成27年	6月18日	控訴人が鳥取地方裁判所に対し、懲戒処分取消訴訟を提起
	10月27日	鳥取県知事が退職手当支給制限処分に係る審査請求を棄却
平成28年	4月22日	控訴人が鳥取地方裁判所に対し退職手当支給制限処分取消訴訟を提起
	7月7日	鳥取地方裁判所が、懲戒処分と退職手当支給制限処分の両訴訟に係る口頭弁論を併合すると決定
	12月26日	判決 いずれも県が勝訴
平成29年	1月10日	懲戒免職処分及び退職手当支給制限処分の取消請求事件を控訴

## 第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成29年2月24日  
地域福祉推進課  
環境立地推進課  
教育総務課  
行財政改革局人事企画課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について話し合う協議会（第7回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日時 平成29年2月14日（火） 午前10時30分～11時30分
- 2 場所 県庁第33会議室（第二庁舎4階）
- 3 出席者 県：野川統轄監ほか関係部局長等  
市：羽場副市長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等  
オブザーバー：大雪対応・町議会等のため東部4町は欠席

### 4 議事及び協議概要

#### (1) 国事前ヒアリング結果及び今後の法定手続きについて（報告）

ア 1月25日に、総務省（中核市移行）及び厚生労働省（保健所政令市移行）に係る事前ヒアリングを終えた。中核市移行に係る市の事務執行体制や県市の連携・協力体制、準備状況等を説明した結果、両省ともに特段の疑義や宿題事項なし。

〔主な国からの発言事項〕

- ・移行準備にあたっては、住民サービスの低下を招かないこと。さらに住民サービスや地域保健サービスが向上するように調整を進めていただきたい。
- ・特に住民窓口の変更等の周知・広報をお願いしたい。

#### イ 今後の地方自治法に基づく手続き

鳥取市長が、都道府県の同意を経て国へ申出、国（総務大臣）が中核市指定を行う。

〔スケジュール〕（予定）

平成29年2月議会 鳥取市長が鳥取市議会へ「中核市指定の申出」の議案を提出

⇒鳥取市議会議決

平成29年4月 鳥取市長が鳥取県知事へ「中核市指定に係る同意の申入れ」

平成29年6月 鳥取県知事が鳥取県議会へ「中核市指定に係る同意」の議案提出

⇒鳥取県議会議決

鳥取県知事が鳥取市長に「同意書」を交付

平成29年7月 鳥取市長が総務省に中核市指定を求める「申出」

11月頃 中核市指定政令の閣議決定 ⇒ H30.4.1 中核市移行

#### (2) 事務調整状況及び今後の検討スケジュールについて（説明・意見交換）

今後の主な調整事項について、調整方針や留意事項及び今後の進め方・スケジュール等を確認し、県市で円滑に事務引継を進めていくこととし、専門職員の確保、住民サービスの維持向上、窓口変更等の住民周知、災害時の救急医療対応等についての工夫などの意見交換を行った。

### 5 主な発言・意見等

- ・限られた専門人材（医師、獣医師、薬剤師、保健師）の中で、県は県、市は市で採用募集しても競合する。年齢構成や職員のキャリアアップの観点からも、移行後の県市間の人事交流を検討しているところであるが、中西部との職員水準の均衡や職員資質の維持のため、採用段階から県市間で連携を図っていききたい。
- ・災害医療等は連携が重要。中部地震や今回の大雪対応等を教訓に、透析患者の搬送など具体的に県市間での役割や連携体制を整えていくこと。連携協約で担保していくことも必要。
- ・広報や窓口変更等の周知は、形式ばった説明会等だけでなく、各種会合やイベントなどいろいろな人が集まる場で発信していくことが必要。関係業界の会合や機関紙等の活用も検討。県市でチラシを作成し広報周知を行う。
- ・移行まで1年。県内部の担当者会議にも県の声掛けで市の職員も参加して、県市で顔の見える連携、スタッフの育成に努めていきたい。

#### 【添付資料】第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会配付資料

- 資料1 中核市移行に係る国事前ヒアリングの概要及び今後の法定手続きについて
- 資料2 鳥取市の中核市移行に係る協議調整状況（平成29年2月）
- 資料3 今後の調整事項及び検討スケジュール

## 中核市移行に係る国事前ヒアリングの概要及び今後の法定手続きについて

鳥取市中核市推進局・保健所準備室  
鳥取県地域振興部地域振興課

平成30年4月の中核市移行に向け、平成29年1月25日に総務省及び厚生労働省の事前ヒアリングを終えました。今後、地方自治法（以下「法」という。）に基づく中核市移行に係る手続きを進めていきます。

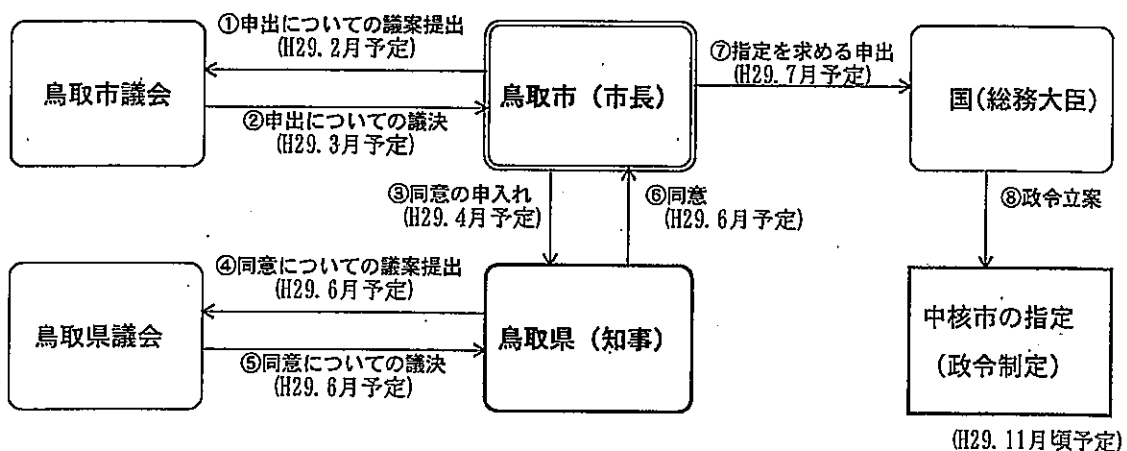
### 1 国事前ヒアリング結果（国からの主な確認内容）

- 総務省（中核市移行）、厚生労働省（保健所政令市移行）ともに、特段の疑義や宿題事項なし。
- 各省庁からの要請事項は次のとおり
  - ・住民サービスの低下を招かないこと、さらに住民サービス・地域保健サービスが向上するように調整を進めていただきたい。特に、住民窓口の変更等の周知・広報をお願いしたい。
  - ・県から市への4町の保健所業務の委託は、広域連携の取組みの先進例としても注目される所であり、引き続き調整を進めていただきたい。
  - ・今後の中核市指定の法定手続きは、平成30年4月1日の中核市移行希望市が複数あることから、他団体とも調整しながら進めさせていただきたい。

### 2 今後の法定手続き（予定）

- ① H29. 2 鳥取市長が鳥取市議会へ「中核市指定の申出」の議案を提出  
⇒市議会議決(法252の24②)
- ② H29. 4 鳥取市長が鳥取県知事へ「中核市指定に係る同意の申入れ」(法252の24②)
- ③ H29. 6 鳥取県知事が鳥取県議会へ「中核市指定に係る同意」の議案提出  
⇒県議会議決(法252の24③)
- ④ H29. 6 県議会議決を経て鳥取県知事が鳥取市長に「同意書」を交付(法252の24②)
- ⑤ H29. 7 鳥取市長が総務省に中核市指定を求める「申出」(法252の24①)
- ⑥ H29. 11頃 中核市指定政令の閣議決定 (H30. 4. 1 鳥取市中核市移行)

#### 【中核市指定の流れ】



## 中核市移行に係る事前ヒアリング（総務省） 概要

- 1 月 日 平成29年1月25日(水) 午後2時～3時30分
- 2 対応者 [総務省] 自治行政局 : 市町村課  
公務員部 : 給与能率推進室
- 3 出席者 [鳥取市] 総務部 : 中核市推進局、職員課  
健康・子育て推進局 : 保健所準備室  
[鳥取県] 地域振興部 : 地域振興課  
福祉保健部 : 医療政策課

### 4 概要

#### (1) 鳥取市からの概要説明

市町村合併～特例市移行、中核市移行の表明、目的、保健所設置準備（県東部4町の保健所業務の受託）、保健所施設の整備（暫定施設～駅南庁舎）、県市間の協議、人材確保・職員研修、市議会での推進決議、広報の取り組み、など

#### (2) 総務省（市町村課）の主な発言

事 項	主 な 内 容
保健所業務（東部4町）の受託、4町の理解	周辺町の保健所業務を含めて受託する例はこれまでにない。広域連携の先進例としても注目度が高く、総務省としてもうまく進めてもらいたい。
窓口の変更	窓口の変更については、住民サービスの低下を招かないよう、住民・事業者の方への十分な周知をお願いしたい。
専門人材の確保等	中核市として独自性を築く部分もあり、県の東中西部とのバランスを統制する部分（統一性）も必要となる。少数専門職の採用にあたっては、派遣支援や人事交流を取り入れるなどして、市と県が連携してうまくやってほしい。

### 5 その他手続き関係

鳥取市の法定手続きのスケジュールは総務省の予定（夏に大臣申出、秋に政令公布）どおりであり、計画どおり円滑に進めていきたい。

平成30年4月1日の中核市移行希望市が複数あるため、中核市指定申出の時期は、本年夏頃の同時期とするなどの調整をさせてほしい。



## 鳥取市の中核市移行に係る協議調整状況(平成29年2月)

鳥取市中核市推進局  
鳥取県地域振興部地域振興課

## 〈基本方針〉

これまで1市4町1箇所で行ってきた県保健所のサービスの維持、医師等の専門人材の確保や資機材等の整備などのコスト面等からも、住民サービスの低下をさせないことを前提とした円滑な事務の移管・移譲、県から市への事務委託の協議を進める。

## 1 これまでの経過

平成26年6月10日 鳥取市長が中核市移行を表明

中核市は、当該市の意思に基づき、都道府県の合意を得て、国が政令立案、決定することとされている。また、保健所は地域保健法第5条により、都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市が設置することとされている。

平成26年6月24日 鳥取市長から知事へ鳥取市の中核市移行に向けた協力要請

(市長) 市への移管事務の調査、人材支援、4町との調整に係る県の協力を依頼  
(知事) 市長の中核市移行の決意に敬意を表し、県から保健所事務をはじめ多くの権限が移管されることから県としても協力することを表明。4町をオブザーバーに継続的に検討を行う場を設置することを提案。



東部圏域の実情を踏まえ、県・市が連携して対処できる体制を確保



平成26年8月4日～鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会を設置(県・市/4町はオブザーバー)

平成28年8月まで6回の協議会を開催。円滑な事務移譲と協力体制等について協議を重ね、中核市移行の法定手続きに向けた準備を進めているところ。

県から市への移譲事務及び4町への委託事務項目を調整決定し、事務内容の確認、財政影響額の試算、人事・組織体制等の検討、広報の実施などの協議を重ねてきた。

第6回(28.8.30開催)では、平成29年1月に予定される国(総務省、厚労省)のヒアリングに向け、県と市でこれまでに協議調整した事項を、それぞれのヒアリング項目に沿って確認し、引き続き県・市で調整をしながら個別具体的な項目を詰めていくこととした。また、東部4町住民や関係団体等への説明会の開催、周知広報を適期に、ニーズに応じてきめ細かに実施していくことを確認した。

平成27年3月19日～鳥取県東部の保健所のあり方検討会を設置(県・4町/市はオブザーバー)

同年7月まで4回開催。住民サービスの維持を前提に、県の東部圏域の保健所業務を市へ委託する案で調整を進めることについて4町の了解を得、県・市協議会に報告。

- 現状の県の保健所のサービス水準を維持するため、県東部保健所のあり方を検討。
- 東部4町分の保健所業務については、鳥取市に移管する事務と同じ範囲の事務を市に委託する案で検討調整を進めることとし、事務執行体制等について協議を進めることとした。



## 2 鳥取市中核市移行に向けた調整状況（移行予定日：平成30年4月1日）

### (1) 移管・移譲・委託する事務（H28.11.1現在）

法令上、中核市の権能のため、県から市へ移譲する法定移譲事務のほか、住民サービスの視点から、関連して市で事務を行う方が効果的・効率的な知事権限の事務を条例移譲により移譲する方向で、県・市の事務レベルで調整を行った。

また、中核市移行により設置が義務づけられる保健所事務については、これまでどおり東部圏域一体的に処理できるよう、県から市へ委託する。

#### 【分野別移譲事務数及び主な事務項目】

分野	移譲(委託)事務数	主な事務
民生行政	623 (285)	身体障害者手帳の交付・障がい認定、障がい者支援施設等の指定・指導監査、母子父子寡婦福祉資金の貸付、民生委員の定数の決定・研修・指導、幼保連携型認定こども園の設置認可・指導監査 など
保健衛生行政	1,361 (1,364)	保健所の設置、診療所・薬局等の開設届受理・立入検査、飲食店の営業等の許可・監視指導、旅館業・興行場・公衆浴場の営業許可・立入検査、理容所・美容所・クリーニング所の開設届受理・立入検査、感染症対策、精神保健福祉相談、小児慢性特定疾病児童等に対する療育相談・支援、狂犬病予防対策・犬猫の収容 など
環境行政	419 (410)	一般廃棄物・産業廃棄物処理施設設置の許可・立入検査、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可・立入検査、浄化槽の設置等の届出の受理、大気汚染状況の常時監視・公表、ダイオキシン類特定施設の設置の届出受理 など
都市計画行政	112 (0)	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録、屋外広告物業の登録 など
文教行政	27 (0)	県費負担教職員の研修、重要文化財に関する現状変更等の許可、文化財の保存状況等に関する報告聴取 など
その他	49 (33)	食品表示に係る事業者立入検査 など
合計	2,591 (2,092)	

※移譲(委託)事務数には、法定移譲事務(1,697事務)に関連して任意に移譲する事務(894事務)を含む。

※下段( )は県から市へ委託する4町区域の事務。

※保健衛生行政で市への移譲事務数より委託事務数の方が多いたのは、特例市権限で現在市において実施している事務(4町分は県実施)について、中核市移行に併せて、県から市へ委託を行うものを含むため。

※H28.11.1現在で県・市の事務レベルで調整した項目であり、今後の法改正等により変更となる場合あり。

## (2) 移行後の体制整備

### 組織・人員体制（基本方針）

中核市移行後においては、危機管理等を含め県が行っている業務を移行後も引き続き同様に行えるよう、市の本庁、保健所等の人員を含めた組織体制を構築する。

#### ① 市の組織体制（国事前ヒアリング説明時点）

- ア 県本庁からの移管・移譲事務等は、市の関連する部署がそれぞれ引き継ぐ。
- イ 県東部福祉保健事務所及び県東部生活環境事務所の保健所業務は、市が新設する（仮称）鳥取市保健所で、現在の業務を引き継ぐことを基本とする。
- ウ 組織機構及び事務分掌の詳細は、市民サービスの向上及び事務の効率化の観点から検討する。

#### ② 市の職員体制（国事前ヒアリング説明時点）

中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。

H30年4月移行時（市） 約75名（正職員）を増員配置

（市はH30.4までに約25名確保する。県から約50名を職員派遣。

※平成30年4月以降は、市は所要人数の確保に向け、職員の年齢構成等に配慮しつつ職員採用を行うとともに、当該採用分に係る県職員の派遣者数を減員する。）

#### ③ 職員の人材確保（国事前ヒアリング説明時点）

現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制を確保する。 ※住民サービス低下とならないことが大原則

※医師、獣医師、薬剤師など採用の難しい少数職種の専門人材の確保。

※東・中・西部の3圏域間の保健所業務の平準化及び住民サービスの維持向上並びに県・市双方の専門職の人材育成の観点から、市において所要職員人数を確保した後も、県市間で専門職の人事交流を実施する。

#### ④ 円滑な事務移管のための職員研修等（国事前ヒアリング説明時点）

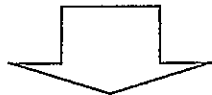
保健所業務は、専門的な知識や技術、経験が必要な分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、鳥取市は、県東部福祉保健事務所及び県東部生活環境事務所への長期派遣実習を実施し、保健所業務を担う人材の確保、育成を計画的に進め、円滑な業務移管を実現する。

※平成29年度は県東部福祉保健事務所、県東部生活環境事務所に市職員（保健師、事務職等）を研修派遣による受入れを行う。

併せて、短期の研修受入れ・業務引継については、これまでどおり随時対応。

#### ⑤ 広域的な緊急時の対応（災害医療・健康危機管理・原発など（国事前ヒアリング説明時点）

鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県（本庁、倉吉・米子保健所）と連携して、医療救護等の対応にあたる。



今後も引き続き、県市間で、平成30年4月の鳥取市の組織・人員体制の整備に向けた調整や、専門人材の育成確保のための県市間の人事交流等、長期的な視点で調整検討を進めていく。

- 専門職員の計画採用、人事交流等による研修・スキルアップ
- 市職員の県事務所等への派遣研修（長期、短期、随時受入れ）
- 市職員が県（現地等）での検査立会、訓練や会議などに随時参加。

### (3) 施設・設備等

#### ① 保健所施設

(仮称)鳥取市保健所は、市の新庁舎完成後に市駅南庁舎に設置される予定。

なお、鳥取市の中核市移行(平成30年4月)からそれまでの間は暫定的に下記施設に設置される予定。

部門	現行(～H30.3月)	暫定期間(H30.4～H32.3)	本格稼働(H32.4～)
福祉保健部門	東部福祉保健事務所(江津)	さざんか会館及び駅南庁舎	駅南庁舎
生活環境部門	東部生活環境事務所(立川)	県東部庁舎(立川)	

※暫定期間は、市が県東部庁舎(現東部生活環境事務所部分)を賃貸。

#### ② 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設(環境下水道部内)や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所又は登録検査機関に業務を委託する。

#### ③ 犬の抑留等施設

犬管理所(松並町3丁目)及びその施設内の備品等については、県から市へ譲渡する。

#### ④ 試験・検査備品等

- ・大気測定局、不法投棄監視カメラシステム  
現在の観測地において、引き続き市が使用。(県への行政財産使用許可、備品譲渡を予定)
- ・検査機器(血液検査用遠心分離機など)、業務関連備品(医療救護対策支部用備品など)  
県から市へ譲渡、貸与
- ・事務什器(事務機・椅子・ロッカー等)、災害医療・健康危機管理・原子力災害等に対応するための備蓄物品(医薬品を含む)  
県から市へ譲渡(県において引き続き使用するものを除く)

### (4) 住民等への周知・広報

#### ① 市の取組

市の中核市移行に関しては、都市制度の概要及び保健所の設置などについての広報に取り組んでおり、中核市移行の気運の醸成にも努めている。

今後も様々な機会を通じて、中核市移行の準備状況に応じた広報・情報提供等を行う。

#### ア 「ミニのぼり旗」による広報

市役所窓口及び金融機関(一部：県東部管内)の本店・支店などの窓口に設置

#### イ 鳥取市「中核市移行シンポジウム」を開催

(市民・市職員等約3・50名参加)

〔日時〕 平成28年11月24日(木) 〔会場〕 鳥取市民会館

〔内容〕 ○ 基調講演 「中核市移行と地方の未来」

講師：一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

○ パネルディスカッション 「中核市移行とまちの将来像」

#### ウ その他継続して取り組んでいる広報等

#### (ア) 住民説明、関係機関・団体等への広報

地域づくり懇談会(地区公民館単位の座談会)、関係機関・各種団体等への概要説明など。

各種基準制定(=例規整備)等に関することや、窓口・手続き変更等に関することなどについて、関係団体等への説明会や意見交換会を継続して行う。

- (イ) パンフレットの作成・配布
- (ウ) とっとり市報  
特集記事のほか、毎月「中核市お知らせコーナー」を掲載。
- (エ) 鳥取市公式ウェブサイト
- (オ) ケーブルテレビ等による広報  
市長出演、静止画によりお知らせ  
日本海テレビ「鳥取市政の窓」～(仮題)鳥取市は中核市へ～(H29.3.20放映予定)
- (カ) 懸垂幕による広報(→市役所:第二庁舎へ設置)
- (キ) モニター(画像放映)による広報(→駅南庁舎等の待合所にて放映)

② 県・4町の取組

ア HP、広報紙等での広報

県ホームページにおいて、市との協議状況、東部圏域における保健所のあり方等についての情報発信を行っているほか、東部地区4町のホームページや広報紙において、適宜、保健所事務の委託等についての周知、広報を行っている。(各町広報紙のH28.9月号、10月号、12月号において、集中的な広報を実施。)

イ 住民説明会の実施等

東部地区4町において、保健所業務の委託に係る住民説明会を県主催により開催した。県から、東部圏域の保健所のあり方の検討を踏まえた4町の保健所業務の市への委託と主な保健所業務について、市から保健所設置に向けた準備状況について説明し、質疑応答と意見交換を行った。

【住民説明会開催概要】

地域	日時	会場	参加者数
岩美町	10月24日(月) 午後7時から午後8時	岩美町役場 大会議室	48名
若桜町	10月29日(土) 午後1時30分から2時30分	若桜町公民館 集会室	22名
智頭町	10月25日(火) 午後7時から午後8時	智頭町保健医療福祉総合センター ほのぼの ひだまりホール	20名
八頭町	10月15日(土) 午後1時30分から2時30分	郡家保健センター 研修室	19名

※参加者には、住民、町議会議員、福祉・生活衛生関係団体等関係者を含む。

ウ 関係団体等への説明

関係団体からの要請等に応じ、各種会議等へ県及び市の担当者が出席し、中核市移行に向けた検討の経過、調整状況等について随時説明を行っている。



今後も引き続き、県市4町が協力し、要請に応じ住民や関係団体等に対して、説明の場を持つとともに、引き続き広報紙やホームページ等各種媒体を活用して、準備状況の周知・広報を行っていく。

- 住民説明会の開催(市、4町)
- 関係事業者・団体等への説明
- 広報(市報・町報・県政だより、ケーブルテレビ、TV・新聞など)
- 対象者・事業者等への案内・通知

## 今後の調整事項及び検討スケジュール

鳥取市中核市推進局  
鳥取県地域振興部地域振興課

## 1 今後の調整事項と調整方針等

調整事項	調整方針・進め方	留意事項
事務引継	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間を通じて、業務の特性に応じ、事務引継(訓練や研修参加等を含む)を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法改正等による追加事務等の把握と円滑な引継。</li> <li>年度をまたぐ許認可事務等の処理方法を調整し、関係事業者等への事前周知を徹底する。</li> </ul>
予算編成・費用負担等	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の中核市(他府県)の例も参照し、権限移譲交付金や委託経費について具体協議・調整を実施。(H30当初予算要求目途)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民サービスを維持継続するため、県市で効果的効率的な事務執行に取り組む。</li> </ul>
例規・附属機関等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の条例制定等に向け、県市間で基準等の摺り合わせを行い条例案等を作成。</li> <li>県・市間の水準維持や効果的効率的な事務執行を行うため、審議会の共同設置等の可否など併せて検討を行う。(H29.12月議会目途)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の他圏域とのサービスに差異が生じないように取扱いや基準等の調整を行う。</li> <li>同種の事務執行について、県市間で連携共同執行等の検討を併せて実施する。</li> </ul>
施設・設備・備品(電算システム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県から市への譲渡や貸付け等により対応する方向で具体的手続きを進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県市間で調整し、二重投資を避け、既存施設や資機材、備品の有効活用し無駄なく事務処理体制を整備する。</li> </ul>
災害発生時の危機管理対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>東部圏域の医療救護体制、感染症等の健康危機管理対応、災害時の広域対応など計画マニュアルの改定整備を行うとともに訓練実施を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不測の事態を想定し、従前どおりの危機管理対応が行えるよう体制整備する。</li> </ul>
住民サービスの維持・向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携協約案、事務委託規約案等の作成などの具体調整を進める。</li> <li>窓口変更(30年度以降の県の相談窓口を含む)の案内や住民周知を県、市、4町で連携協力して実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる仕組みを構築する。</li> </ul>
組織体制・人員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課の事務執行体制(配置人員、専門職員の配置等)について、個々の事務分掌なども考慮しながら調整を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる体制を整備する。</li> </ul>
人材確保・職員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度以降の市の職員体制(県から市への職員派遣含む)について、職種や職責、年齢構成等も考慮しながら調整を進める。(H29.12月目途)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少数専門職種については、人材確保策を検討の上実施する。</li> <li>県内他圏域との業務水準に差異が生じないように県市間の人事交流も含めて検討。</li> </ul>

## 2 検討スケジュール

事項	区分	二れまでの調整状況	H29.2～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
事務引継	共通	事務引継要領の作成 ・各事務毎に事務マニュアル等を提供。 ・検査立会、訓練、会議等への参加等による現場対応の実務研修を実施	(県)H28→29年度事務引継書作成(市へ提供) ・実務訓練等と併せて事務引継(研修)を継続実施				(県)H29→30年度事務引継書作成(市へ送付)
(公文書・簿冊)	共通	引継要領・台帳(公文書等)の整理(紙・電子媒体、引継要領・方法等の検討)	(県)引継簿冊目録リスト作成中	(県)簿冊等引継要領・方法等の整理検討、市との調整 ※過年度文書も含む			(県)確認事項整理・台帳目録等作成 (県→市)・簿冊引継ぎ、事務引継書交付
予算編成・費用負担等	共通	他県等からの情報収集・業案作成	権限移譲交付金・事務委託料に係る方針検討 ・費用負担検討・調整		費用負担確認		
	市			・H30年度当初要求内容検討	・予算要求準備(内容精査)		・予算要求 ・予算議案提案～成立
例規等の整備	共通	移譲項目整理	特別条例移譲項目確定基準等のすり合わせ				
附属機関の整備(審議会・審査会等)	市	整備を要する条例・規則リスト作成 ・先進市からの情報収集	条例案作成	例規審査 市民政策コメント(条例)規則案作成	例規審査会 議会提案・議案審議 規則案審査		条例公布～施行 規則制定・改正～施行 (市)審議会等の設置
施設(暫定施設改修等)	市	整備方針の検討 ・H29整備経費の予算議案提案予定 ・県から市への譲渡備品等の予定・リスト作成					・移行後の執務場所の改修完了 ・配線等の執務環境整備完了 ・設備・備品等の移設
設備・備品等	共通				備品リストをもとに譲渡可否の判断		
電算システム	共通	移行後のシステム導入可否検討 ・データ移行等の時期・媒体等調整 ・導入システム(案)決定 ・H29整備経費の予算議案提案予定	導入経費の費用負担検討 ⇒H29.6月補正予算要求				・県からのデータ移行・引継ぎ ・試験運用(操作研修)～本格稼働
危機管理対応	共通	取組方針検討・調整協議			システム開発・構築・整備 ⇒契約手続		
住民サービス維持	共通	取組方針検討・調整協議			関連計画・関係団体等との調整	(県市4町)図上訓練等の実施	(県市)運携協約・委託協約等 ・窓口変更周知 ・H30 県相談体制決定⇒周知の議案提案

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成29年2月24日

【変更分】

工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	教 育 環 境 課 摘 要
県立鳥取西高等学校整備事業 (7工区)(建築)	鳥取市東町 二丁目	大和建設株式会社	契約金額 118,094,760円を 130,188,600円 (12,093,840円 増額)に改める。	平成28年3月25日～ 平成29年4月20日 (変更前:平成29年2 月28日まで)	平成29年2月21日 (第3回変更)	(変更理由) 埋蔵文化財保護の ため地盤掘削しない 工法に変更する。ま た、工法の変更によ り時間を要したため工 期延期も行う。

「いじめ防止対策推進法」の趣旨にかんがみ、平成26年度に、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関係する機関及び団体の連携を図るため「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、今年度第3回協議会を下記のとおり開催した。

- 1 日時 平成29年2月20日（月）午前10時から正午まで
- 2 場所 鳥取県教育センター
- 3 出席 教育次長他関係職員及び構成機関の代表者

機関・団体名		担当部署等
県の機関（学校以外）	総務部人権局	人権・同和対策課
	地域振興部	教育・学術振興課
	福祉保健部	福祉相談センター（児童相談所）
	教育委員会事務局	いじめ・不登校総合対策センター
	警察本部	少年課
市町村（学校以外）	教育委員会	都市教育長会 町村教育長会
学校	県立学校	高等学校長協会 特別支援学校長会
	市町村立学校	小学校長会 中学校長会
	国立学校	高等学校長協会 特別支援教育学校長会
鳥取地方法務局		人権擁護課
団体	鳥取県弁護士会	
	鳥取県医師会	
	鳥取県臨床心理士会	
	PTA	PTA協議会 高等学校PTA連合会 特別支援学校PTA連合会

#### 4 主な内容

##### (1) 説明

###### ○第2回鳥取県いじめ問題対策連絡協議会の概要について

「ネットいじめに関する問題について」「いじめの認知に関する問題について」「具体的ないじめの解決方法について」各部会で協議されたポイントについて報告した。

###### ○「鳥取県内のいじめ認知件数（平成27年度及び平成28年度1月末）」について

- ・平成27年度におけるいじめの認知件数が0件の中学校を所管する市町村が減少した。いじめはどこでも起こり得るという教職員の意識が向上している。
- ・平成28年度1月末で県内小学校の1/3がいじめ認知0件である。中学校では8校がいじめ認知0件である。学校生活がすべてうまくいっているのであればよいが、困り感を持っている児童生徒が見落とされていないか心配である。
- ・大規模小中学校でいじめの認知率が低い傾向にある。

###### ○「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」について

「いじめの認知について」「いじめ防止基本方針について」「学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有について」「いじめの未然防止・早期発見について」現状・課題を踏まえた対応の方向性について説明した。

##### (2) 今後の方針

- ・いじめの定義の再周知をする。（「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂を受けてより具体的にする。）
- ・いじめの早期発見のために困り感のある子どもを広く拾えるアンケートを学校現場の意見を聞きながら県独自で作成する。その際には、多分野の専門家がそろって本協議会で検討する。
- ・定期的、継続的な無記名アンケートを実施し、教職員のいじめ問題に対する意識を高める。そして、子どもたちの様子を丁寧に観察し、教育相談へとつなげる。
- ・研修を充実させる。（管理職研修、職務研修、経年研修 等）



## 「鳥取県人権教育基本方針―第2次改訂―」の策定について

平成29年2月24日

人権教育課

鳥取県人権教育基本方針第2次改訂（案）について、議会常任委員会、パブリックコメント（県民への意見募集）、定例教育委員会等の結果を踏まえ、改訂案を取りまとめましたので報告します。

### 【11月議会常任委員会以降の経過】

#### 1 議会常任委員会での意見を踏まえての修正

○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権にかかわる取組に係る記述を充実させること。

→拉致被害者の帰国後支援体制、拉致被害者御家族等を講師とする人権学習会に係る記述を加えた。

#### 2 パブリックコメント（県民への意見募集）\*で寄せられた意見への対応

\*募集期間：平成28年12月5日（月）～平成29年1月10日（火）

##### （1）意見を反映したもの

○男女共同参画に関する課題に係る育児の記述（統計データあり）と介護の記述（統計データなし）の並びに違和感がある。

→介護の記述に統計データを加えた。

○高齢者の人権に関する取組に係る記述で、高齢化率が高ければ長寿国であるとの誤解を避けられる表記とするのが望ましい。

→高齢化率の記述と長寿国の記述をそれぞれ独立させた。

##### （2）既に盛り込み済み

○美しい郷土の為に働いている人の人権を尊重できるような人権に対する考え方を生徒に育ててほしい。

→自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につながる資質・能力を育てることが重要であると示しているところであり、引き続き周知に努めていく。

○福島県から避難している子どもへのいじめ等の課題を克服するためには教職員の人権意識の向上が必要だ。

→教職員の人権意識の高揚に向けた自己研鑽及び計画的・体系的研修が重要であると示しているところであり、引き続き周知に努めていく。

##### （3）その他（基本方針の内容以外のもの）

○改訂の概要等、広く周知するようにしてほしい。

→人権教育行政担当者、学校管理職・人権教育担当者を対象とした研修会等の機会を捉え、周知に努める。

#### 3 定例教育委員会（委員協議会）での意見を踏まえての修正

○今日的課題（前回改訂以降の変化）に係る記述を冊子のもっと早い段階で示した方が良い。

→冊子冒頭に当該記述を追加した。

○行間を広く取る等レイアウト（ページ設定）を改善した方が良い。

→レイアウト（ページ設定）を改善した。

#### 4 関係課への確認（時点修正・字句修正）

#### \*今後の予定

平成29年3月～ 「鳥取県人権教育基本方針―第2次改訂―」公表・周知

## 鳥取県立美術館整備基本構想について

平成 29 年 2 月 24 日  
博 物 館

鳥取県立美術館整備基本構想について審議する第 12 回及び第 13 回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会が開催されましたので、その概要等について下記のとおり報告します。

### 1 第 12 回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会

- (1) 日 時 平成 29 年 2 月 10 日 (金) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで  
(2) 場 所 とりぎん文化会館 第 3 会議室  
(3) 参加委員数 7 人 (委員定数 14 人。定足数 7 人)。  
なお、専門委員 6 人もオブザーバー出席  
(4) 議題 ①建設場所に関する意識調査結果 (資料 1 及び資料 2)、②建設候補地の絞り込み、③基本構想の最終報告 について

#### (5) 主な意見

##### ア 議題①・②に係る主な意見

##### ○具体的な建設地について

- ・過半数が回答された意識調査結果は尊重すべき。建設適地とする回答が最多で、基本構想や立地条件への適合性の面で一番バランスがとれている倉吉市営ラグビー場を選定すべき。: 検討委員 7 人 (欠席委員 (事前に意見聴取) を含む。以下も同様)
- ・意識調査結果は尊重すべきだが、現在の博物館と連携できる鳥取市役所敷地が最適だと思う。: 2 人
- ・鳥取ならではの特徴が打ち出せ、国内外に発信できる鳥取砂丘西側が良い。: 3 人
- ・具体的な意見表明なし: 2 人

○美術館の専門家を含む多くの検討委員が欠席のままで、建設場所を最終的に決めてしまうのには反対。

○意識調査結果における建設適地として上位 3 箇所の回答率の差は 3.4% 程度で、統計学的には、何度かアンケートをすれば順位が入れ替わる可能性がある範疇に収まっており、意識調査結果だけで今性急に候補地を決めるべきでない。検討委員会としての見解を示した上で、意識調査結果や専門委員の評価も踏まえ、更に議論して合意形成を図るべき。

→ (事務局) ある程度回答数がまとまり (地域的な偏りは少なくな) った時点での集計を積み重ねてきた (小規模な調査集計を何度もしてきたようなもの) が、その過程で 2 位と 3 位は時々入れ替わったが、1 位の所はほぼ一貫して 1 位で 2 位との差が段々と開いていったのが実情 → 簡単に覆るようなものではないと思う。

○これまで色々と議論を重ねてきており、意識調査で県民の意向も明らかになった。その結果は、専門委員の評価結果とも一致している。そうしたことを無視して結論を先送りするようなことはすべきでない。(専門委員からも同旨の意見あり)

○検討委員は1年半以上議論してきており、意識調査を尊重するという点では一致していると思うが、それぞれ色々な思いがあるようなので、どんな形で答申(最終報告)を行うのかに絞って再度議論してはどうか。

→(会長)意識調査結果を尊重して倉吉市営ラグビー場を選定すべきという意見が多いようだが、他にも色々意見があり、改めて一から議論しても全員一致は難しい。

色々議論はあるが、意識調査の結果は専門委員の評価結果と一致しており、検討委員会でも、それらを尊重することについては皆さんに御理解頂いていた所存。従って私としては、意識調査結果を尊重して倉吉市営ラグビー場を選定すべきだと思う。砂丘が良いという意見もあるが、そこを県民の意向に反してまで選定するほどの事由はないのではないか。

ただ、最終的には皆さんに了解していただけるような内容の報告にしたいので、先述の考え方で最終報告案を作成し、次回の委員会を早急にセットして、その案でよいかどうか相談することとしたい。(→全員了解)

#### イ 議題③に係る主な意見

・倉吉市に美術館ができると、今の博物館から美術部門がなくなり、県東部の美術機能が弱まってしまうが、対応が必要ではないか。

→(事務局)美術分野転出後の博物館の在り方を検討中の博物館協議会で、自然・歴史博物館となった後もそこで美術系の展覧会も開催できるようにする方向で検討して貰うようにしたい。最終報告案にも、そうした対応の必要性を記載しておく。

・美術館に出かけて行きにくい高齢者のためにアウトリーチ活動を充実させることや、美術館が次世代、次々世代まで継続して役割を果たしていくべきこと等も記載すべき。

## 2 第13回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会

(1) 日時 平成29年2月16日(木)午後1時30分から午後5時30分まで

(2) 場所 県庁講堂

(3) 参加委員数 10人(委員定数14人。定足数7人)。

なお、専門委員2人もオブザーバー出席

(4) 議題 基本構想の最終報告 について

(5) 主な意見

○意識調査結果における建設適地上位3箇所の回答率の差は、統計学的には、何度かアンケートをすれば順位が入れ替わる可能性がある範疇に収まっており、殆ど差がないと考えるべき。本委員会では1箇所に絞り込むべきではない。

○本委員会は、最初からどのような美術館をどこに整備するか考えて欲しいとお願いされており、これまでその方向で考えてきた。美術館の建設場所を絞り込むのは、本委員会の使命である。

○意識調査は、皆で調査票について議論した上で実施して貰っており、その結果を踏まえて判断することについては、皆が合意していたはず。過半数が回答された今回の調

査結果は県民の意向の表れであり、最大限尊重すべき。

○意識調査の結果も専門委員の評価も、(立地条件のうち)何を重視するかで結果は違ってくるので、これらをそのまま尊重するのは不適當。

→(事務局)検討委員会で立地条件を決定する際にも、何を重点とするかは決めることができおらず、専門委員に各条件間の重み付け等はせずに評価してもらった。それを承知で皆さんにも、専門委員の評価を踏まえて検討することを了解してもらっていたはず。

○具体的な建設地について

- ・倉吉市営ラグビー場とすべき：出席委員5人、欠席委員(事前に意見聴取)3人
- ・鳥取砂丘西側とすべき：出席委員2人、欠席委員1人
- ・鳥取市役所敷地とすべき：出席委員2人
- ・建設地を絞り込むべきでない：出席委員1人

○出席委員の半数は倉吉市営ラグビー場とすることに反対という状況で、本委員会として倉吉市営ラグビー場が適當だと提言するのは乱暴。全委員の意見を併記した結論とすべき。

→(会長)本委員会では、意識調査の結果と専門委員の評価を尊重し、倉吉市営ラグビー場を適地とすべきという意見が多いが、他の候補地が良いという意見と建設地を絞り込むべきでないという意見を合わせれば、出席委員だけみれば半数ある。

従って、各委員の意見要旨を整理した上で、倉吉市営ラグビー場8人、鳥取砂丘西側3人、鳥取市役所敷地2人、建設地を絞り込むべきでない1人と意見が分かれたが、倉吉市営ラグビー場が過半数だったという事実を記載して、建設場所についての検討結果とすることとしたい。

### 3 鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の最終報告(資料を除く)

資料3のとおり

(鳥取県立美術館整備基本構想最終報告提出に当たっての鳥取県美術館整備基本構想検討委員会会長談話・・・資料4のとおり)

## 美術館の建設場所に関する意識調査結果

1 調査時期 平成29年1月6日～1月27日

2 調査人数 5,000人(住民基本台帳無作為抽出・うち不達15人)

3 回答者数 2,530人

回答率	50.8%
-----	-------

(前回調査 49.2%)

(地域別)	東部	中部	西部
	52.4%	57.8%	45.6%

4 回答者の状況

(1)年齢別

区分	回答者数(人)	割合(%)	備考
1 16-19歳	53	2.1%	人口割合 4.4%
2 20-29歳	175	6.9%	人口割合 9.5%
3 30-39歳	271	10.7%	人口割合 13.1%
4 40-49歳	400	15.8%	人口割合 15.0%
5 50-59歳	466	18.4%	人口割合 14.2%
6 60-69歳	620	24.5%	人口割合 18.6%
7 70歳以上	543	21.5%	人口割合 25.2%
無回答	2	0.1%	

(2)居住地域別

区分	回答者数(人)	割合(%)	備考
1 東部	1,062	42.0%	国調割合 40.6%
2 中部	525	20.8%	国調割合 18.2%
3 西部	940	37.2%	国調割合 41.2%
無回答	3	0.1%	

(3)職業別

区分	回答者数(人)	割合(%)	備考
1 自営業	358	14.2%	
2 会社員	993	39.2%	
3 主婦	528	20.9%	
4 学生	95	3.8%	
5 その他	538	21.3%	
無回答	18	0.7%	

(4)美術・美術館への関心

区分	回答者数(人)	割合(%)	備考
1 非常に関心がある	533	21.1%	前回調査 14.6%
2 多少関心がある	1,290	51.0%	前回調査 50.9%
3 あまり関心がない	519	20.5%	前回調査 23.4%
4 ほとんど関心がない	182	7.2%	前回調査 10.9%
無回答	6	0.2%	前回調査 0.2%

(5)県立美術館の整備に関する基本構想検討の認識

区分	回答者数(人)	割合(%)	備考
1 よく知っていた	647	25.6%	前回調査 12.5%
2 多少は知っていた	1,294	51.1%	前回調査 46.8%
3 全く知らなかった	587	23.2%	前回調査 39.1%
無回答	2	0.1%	前回調査 1.5%

(6)県立美術館の整備に関する基本構想検討を知った媒体(複数回答)

区分	回答者数(人)	割合(%)	備考
1 新聞の記事、テレビのニュース等	1,708	76.3%	前回調査 73.4%
2 広報紙、チラシ、ホームページ等	343	15.3%	前回調査 13.5%
3 説明会、フォーラム、キャラバン等	47	2.1%	前回調査 3.0%
4 知人からの伝聞(SNS等を含む)	101	4.5%	前回調査 4.6%
5 その他	22	1.0%	前回調査 1.5%
無回答	18	0.8%	前回調査 4.0%

問7

鳥取県美術館整備基本構想検討委員会では、新しく整備する美術館の建設場所は、次のような条件を備えた場所でないければならないと考えておられます。  
 これらの条件(それに沿って各候補地の状況を整理すると、別添資料のようになります。)の中で、あなたが特に重要だと思われるのはどれですか。当てはまる番号を○で囲んでください。(1～6から3つ以内を選んでお答えください。)

		1. 交通アクセスが便利・容易で、様々な人々が気軽に訪れることのできる場所	2. 他の集客施設や観光施設の訪問客を誘導可能で、様々な人々が気軽に訪れることのできる場所	3. 他の文化施設や教育機関と連携し易い位置にあり、地域づくり・まちづくりと連携し易い場所	4. 地域づくりにより貢献できる、地域づくり・まちづくりと連携し易い場所	5. 必要とされる機能を備えた施設を整備可能で、必要な機能確保・施設整備が極力安価で可能な場所	6. 防災上、必要な機能確保・施設整備が極力安価で可能な場所	無回答等	合計
全体(複数回答)		1,810	1,057	793	509	997	594	316	6,076
		29.8%	17.4%	13.1%	8.4%	16.4%	9.8%	5.2%	100.0%
《参考:各属性等別の回答状況》									
問1. 年齢別	1 16-19歳	38 30.4%	24 19.2%	19 15.2%	14 11.2%	17 13.6%	9 7.2%	4 3.2%	125 100.0%
	2 20-29歳	131 29.9%	91 20.8%	58 13.2%	44 10.0%	67 15.3%	38 8.7%	9 2.1%	438 100.0%
	3 30-39歳	207 30.9%	127 19.0%	84 12.5%	58 8.7%	121 18.1%	63 9.4%	10 1.5%	670 100.0%
	4 40-49歳	302 29.7%	192 18.9%	151 14.8%	88 8.6%	175 17.2%	94 9.2%	16 1.6%	1,018 100.0%
	5 50-59歳	355 31.1%	204 17.8%	158 13.8%	93 8.1%	181 15.8%	105 9.2%	47 4.1%	1,143 100.0%
	6 60-69歳	439 29.7%	233 15.8%	176 11.9%	133 9.0%	262 17.7%	145 9.8%	90 6.1%	1,478 100.0%
	7 70歳以上	338 28.1%	186 15.5%	147 12.2%	79 6.6%	174 14.5%	140 11.6%	138 11.5%	1,202 100.0%
	8 無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
問2. 居住地域別	東部	776 29.7%	491 18.8%	397 15.2%	198 7.6%	382 14.6%	253 9.7%	118 4.5%	2,615 100.0%
	中部	357 27.8%	213 16.6%	135 10.5%	133 10.4%	249 19.4%	130 10.1%	65 5.1%	1,282 100.0%
	西部	675 31.1%	351 16.2%	260 12.0%	178 8.2%	365 16.8%	211 9.7%	132 6.1%	2,172 100.0%
	無回答	2 28.6%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	1 14.3%	7 100.0%
問4. 美術・美術館への関心	1 非常に関心がある	372 28.7%	207 16.0%	198 15.3%	109 8.4%	223 17.2%	117 9.0%	68 5.3%	1,294 100.0%
	2 多少関心がある	943 30.1%	542 17.3%	398 12.7%	258 8.2%	523 16.7%	308 9.8%	158 5.0%	3,130 100.0%
	3 あまり関心がない	375 30.2%	226 18.2%	154 12.4%	108 8.7%	194 15.6%	127 10.2%	58 4.7%	1,242 100.0%
	4 ほとんど関心がない	117 29.5%	79 19.9%	42 10.6%	32 8.1%	55 13.9%	42 10.6%	30 7.6%	397 100.0%
	5 無回答	3 23.1%	3 23.1%	1 7.7%	2 15.4%	2 15.4%	0 0.0%	2 15.4%	13 100.0%
問5. 新美術館の検討認識	1 よく知っていた	465 29.2%	267 16.8%	217 13.6%	126 7.9%	288 18.1%	152 9.5%	79 5.0%	1,594 100.0%
	2 多少は知っていた	936 30.2%	540 17.4%	391 12.6%	255 8.2%	524 16.9%	299 9.6%	157 5.1%	3,102 100.0%
	3 全く知らなかった	409 29.7%	250 18.1%	185 13.4%	128 9.3%	185 13.4%	143 10.4%	78 5.7%	1,378 100.0%
	4 無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	2 100.0%

問8

鳥取県美術館整備基本構想検討委員会では、次の4つの候補地の中から建設地を選定しようとしておられます。これらの候補地のうち、あなたが新美術館の建設地として最も適切だと思われるのはどこですか。1ヶ所だけ選んでその下の口の中に○印を記入してください。

		1. 旧鳥取県 運転免許 試験場跡 地	2. 倉吉市営 ラグビー場	3. 鳥取市役 所庁舎敷地	4. 鳥取砂丘 西側一帯	無 回 答 等	合 計
全体		643	722	635	465	65	2,530
		25.4%	28.5%	25.1%	18.4%	2.6%	100.0%
《参考:各属性等別の回答状況》							
問1. 年齢別	1 16-19歳	13 24.5%	15 28.3%	12 22.6%	12 22.6%	1 1.9%	53 100.0%
	2 20-29歳	49 28.0%	50 28.6%	31 17.7%	40 22.9%	5 2.9%	175 100.0%
	3 30-39歳	65 24.0%	78 28.8%	54 19.9%	70 25.8%	4 1.5%	271 100.0%
	4 40-49歳	112 28.0%	102 25.5%	91 22.8%	86 21.5%	9 2.3%	400 100.0%
	5 50-59歳	122 26.2%	137 29.4%	122 26.2%	78 16.7%	7 1.5%	466 100.0%
	6 60-69歳	166 26.8%	176 28.4%	159 25.6%	105 16.9%	14 2.3%	620 100.0%
	7 70歳以上	116 21.4%	164 30.2%	166 30.6%	73 13.4%	24 4.4%	543 100.0%
	8 無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	2 100.0%
問2. 居住地域別	東部	108 10.2%	128 12.1%	487 45.9%	318 29.9%	21 2.0%	1,062 100.0%
	中部	170 32.4%	308 58.7%	20 3.8%	20 3.8%	7 1.3%	525 100.0%
	西部	363 38.6%	286 30.4%	128 13.6%	127 13.5%	36 3.8%	940 100.0%
	無回答	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%
問4. 美術・美術館への関心	1 非常に関心がある	139 26.1%	157 29.5%	131 24.6%	95 17.8%	11 2.1%	533 100.0%
	2 多少関心がある	329 25.5%	380 29.5%	337 26.1%	222 17.2%	22 1.7%	1,290 100.0%
	3 あまり関心がない	126 24.3%	146 28.1%	129 24.9%	104 20.0%	14 2.7%	519 100.0%
	4 ほとんど関心がない	47 25.8%	38 20.9%	37 20.3%	44 24.2%	16 8.8%	182 100.0%
	無回答	2 33.3%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%	2 33.3%	6 100.0%
問5. 新美術館の検討認識	1 よく知っていた	164 25.3%	206 31.8%	167 25.8%	103 15.9%	7 1.1%	647 100.0%
	2 多少は知っていた	337 26.0%	374 28.9%	322 24.9%	231 17.9%	30 2.3%	1,294 100.0%
	3 全く知らなかった	142 24.2%	142 24.2%	146 24.9%	131 22.3%	26 4.4%	587 100.0%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	2 100.0%

《特に重要な立地条件別の最も適切な建設地回答状況》

	1. 旧鳥取県運転免許試験場跡地	2. 倉吉市営ラグビー場	3. 鳥取市役所庁舎敷地	4. 鳥取砂丘西側一帯	5. 無回答等	合計
1. 交通アクセスの 利便性	488	501	499	299	23	1,810
	27.0%	27.7%	27.6%	16.5%	1.3%	100.0%
2. 他の集客施設・観光施設訪問客の誘導	229	284	232	301	11	1,057
	21.7%	26.9%	21.9%	28.5%	1.0%	100.0%
3. 他の文化施設・教育機関との連携	114	246	308	117	8	793
	14.4%	31.0%	38.8%	14.8%	1.0%	100.0%
4. 地域づくりへの 貢献	127	175	122	76	9	509
	25.0%	34.4%	24.0%	14.9%	1.8%	100.0%
5. 必要とされる機能を備えた施設の整備	317	327	166	172	15	997
	31.8%	32.8%	16.6%	17.3%	1.5%	100.0%
6. 防災面での 安全性	152	185	139	105	13	594
	25.6%	31.1%	23.4%	17.7%	2.2%	100.0%
無回答	71	85	74	53	33	316
	22.5%	26.9%	23.4%	16.8%	10.4%	100.0%

《候補地別の特に重要な立地条件回答状況》

	1. 交通アクセスの 利便性	2. 他の集客施設・観光施設訪問客の誘導	3. 他の文化施設・教育機関との連携	4. 地域づくりへの 貢献	5. 必要とされる機能を備えた施設の整備	6. 防災面での 安全性	無回答等	合計
1. 旧鳥取県運転免許試験場跡地	488	229	114	127	317	152	71	1,498
	32.6%	15.3%	7.6%	8.5%	21.2%	10.1%	4.7%	100.0%
2. 倉吉市営ラグビー場	501	284	246	175	327	185	85	1,803
	27.8%	15.8%	13.6%	9.7%	18.1%	10.3%	4.7%	100.0%
3. 鳥取市役所庁舎敷地	499	232	308	122	166	139	74	1,540
	32.4%	15.1%	20.0%	7.9%	10.8%	9.0%	4.8%	100.0%
4. 鳥取砂丘西側一帯	299	301	117	76	172	105	53	1,123
	26.6%	26.8%	10.4%	6.8%	15.3%	9.3%	4.7%	100.0%



問9 「最も適切な候補地の理由（自由記載）」

1. 旧鳥取県運転免許試験場跡地

視点	意見	件数
1. 交通アクセスの利便性	・ 県央にあり、県内各地からの交通アクセスが良い。	278件
	・ 西部地区からの交通アクセスが良い。	28件
	・ 幹線道路（山陰道）から近い。	8件
	・ 駅（JR 由良駅〔コナン駅〕）から徒歩で訪問できるほど近い。	32件
	・ 自宅から近い。	32件
2. 他の集客施設・観光施設訪問客の誘導	・ 青山剛昌記念館に近く、コナン目当ての観光客（外国人含む）の集客が期待できる。	50件
	・ 青山剛昌記念館以外の近隣の観光施設（道の駅、三朝町の三徳山等）も集客が期待できる。	28件
	・ 西部地域の観光地（境港等）からの集客が期待できる。	5件
	・ 前田寛治の故郷であり、美術館への訪問客が期待できる。	2件
3. 他の文化施設・教育機関との連携	・ 近隣の教育施設との連携が期待できる。	3件
4. 地域づくりへの貢献	・ 美術館により中部地区の地域活性化が期待できる。	31件
	・ 北栄町は文化レベルが高く有名作家等を輩出しており、美術館と連携した活動が期待できる。	4件
5. 必要とされる機能を備えた施設の整備	・ 広い駐車場が十分確保できる。	39件
	・ 土地が広く平坦であり、安価な施設整備が期待できる。また法令上の規制がないので建築計画の自由度が高い。	50件
	・ 土地が無償提供され、また代替施設の整備も不要であり整備コストが安価になる。	12件
6. 防災面での安全性	・ 防災面で安全である。	3件
7. その他	・ 中部地震の復興のシンボルとして整備してはどうか。	2件
	・ 大山や由良川の眺望など、自然豊かで静かな景観が美術館に相応しい。	23件
	・ 消去法で選定した。	16件

2. 倉吉市営ラグビー場

視点	意見	件数
1. 交通アクセスの利便性	・ 県央にあり、県内各地からの交通アクセスが良い。	242件
	・ 西部地区からの交通アクセスが良い。	15件
	・ 駅からのバス便が多いなど、交通アクセスが良い。	34件
	・ 自宅から近い。	19件
2. 他の集客施設・観光施設訪問客の誘導	・ 近隣の観光施設（倉吉市の白壁土蔵群、三朝町の温泉等）に近く、集客が期待できる。	100件
3. 他の文化施設・教育機関との連携	・ 倉吉未来中心、図書館、倉吉博物館等の近隣の文化・教育施設との連携に期待できる。	57件
4. 地域づくりへの貢献	・ 美術館により中部地区の地域活性化が期待できる。	65件
5. 必要とされる機能を備えた施設の整備	・ 倉吉未来中心の既存の駐車場を利用するなどして、十分な駐車場が確保できる。	46件
	・ 土地が広く平坦であり、建築計画の自由度が高い。	60件
	・ 土地が無償提供され、また補助金利用により整備コストが安価になる。	25件
6. 防災面での安全性	・ 津波の心配がないなど、防災面で安全である。	15件
7. その他	・ 中部地震の復興のシンボルとして整備してはどうか。	20件
	・ 打吹山等の周辺の落ち着いた自然環境が美術館に相応しい。	22件
	・ 消去法で選定した。	17件

3. 鳥取市役所庁舎敷地

視点	意見	件数
1. 交通アクセスの利便性	・ 駅（JR 鳥取駅）から近く、車がなくても徒歩で訪問できる。また市街地にあるため、公共交通機関（バス）が発達している。	177 件
	・ 空港からのアクセスが良い。	2 件
	・ 自宅から近い。	16 件
2. 他の集客施設・観光施設訪問客の誘導	・ 近隣の観光施設（鳥取砂丘、わらべ館等）に近く、集客が期待できる。	37 件
3. 他の文化施設・教育機関との連携	・ 県立博物館、とりぎん文化会館、県立図書館、やまびこ館等の文化・教育施設との連携に期待できる。	95 件
4. 地域づくりへの貢献	・ 美術館により中心市街地の地域活性化が期待できる。	48 件
	・ 市街地にあり、県民の日常利用（買い物帰りの訪問等）が期待できる。	9 件
5. 必要とされる機能を備えた施設の整備	・ 整備コストが抑制できる。	5 件
6. 防災面での安全性	・ 防災面で安全である。	2 件
7. その他	・ 県庁所在地に整備すべき。	54 件
	・ 消去法で選定した。	18 件

4. 鳥取砂丘西側一帯

視点	意見	件数
1. 交通アクセスの利便性	・ 鳥取県の一大観光地である「鳥取砂丘」で、県外からの来訪者にとって場所が分かり易い。	6 件
	・ 車で行きやすいなど、交通アクセスが良い。	22 件
	・ 自宅から近い。	2 件
2. 他の集客施設・観光施設訪問客の誘導	・ 近隣の観光施設（鳥取砂丘、こどもの国、砂の美術館等）に近く、連携・集客が期待できる。	186 件
3. 他の文化施設・教育機関との連携		
4. 地域づくりへの貢献	・ 鳥取県と言えば砂丘であり、砂丘という観光資源を生かした美術館整備をするべき。	10 件
5. 必要とされる機能を備えた施設の整備	・ 土地が広く駐車場が十分確保できる。	28 件
	・ 施設の地下化は、むしろ鳥取県の美術館の特性となって魅力的である。	4 件
6. 防災面での安全性		
7. その他	・ 県庁所在地に整備すべき。	9 件
	・ 砂丘の雄大で素晴らしい景観が鳥取県の美術館に相応しい。	69 件
	・ 消去法で選定した。	6 件

## 美術館の建設場所に関する意識調査結果のポイント

- ・建設場所に関する県民意識調査結果で回答率は5割を超えた。また、その回答者は特定の地域に偏っていない。
  - 全県的な県民の関心の高さをうかがわせる。
  
- ・居住地から遠い候補地が最適と判断された方が2割以上
  - 居住地にこだわらず、全県的な視点から判断して回答した人も多い。
  
- ・重要な建設場所の条件としては、
  - 1 4候補地とも「交通アクセスが便利・容易」なことを挙げた方が多い。
  - 2 「観光施設の訪問客を誘導可能」なことや、「必要とされる機能を備えた施設を整備可能」なことを挙げた方がこれに次いでいた。
  
- ・各候補地が最適と判断された理由（条件）については、
  - 1 4候補地とも「交通アクセスが便利・容易」なことが多い
  - 2 それに次いで多いのは、旧鳥取県運転免許試験場跡地と倉吉市営ラグビー場では「必要とされる機能を備えた施設を整備可能」で、鳥取市役所庁舎敷地では「他の文化施設と連携し易い」
  - 3 鳥取砂丘西側一帯では、「観光施設の訪問客を誘導可能」が「交通アクセスが便利・容易」より多い。
  - 今回の意識調査では多くの県民が、本委員会のこれまでの検討成果（添付資料）を十分踏まえつつ理性的に判断して回答されていると思料。

# 鳥取県立美術館整備基本構想

## (最終報告)

平成29年2月

鳥取県美術館整備基本構想検討委員会

## 目次

<b>第1章 鳥取県立博物館の現状と課題</b> .....	1
1 鳥取県立博物館の現状.....	1
2 鳥取県立博物館の課題.....	1
3 課題に対応した施設整備.....	2
<b>第2章 基本的な考え方</b> .....	4
1 美術館の必要性.....	4
2 新しい美術館の目的.....	5
3 新しい美術館の在り方(イメージ).....	5
<b>第3章 必要な機能</b> .....	7
1 収集保管.....	7
2 展示.....	7
3 調査研究.....	7
4 教育普及.....	7
5 地域・県民との連携・協働.....	8
<b>第4章 必要な施設設備と規模</b> .....	9
1 施設モデル.....	9
2 建築費の試算.....	11
3 建設投資の経済効果.....	12
<b>第5章 建設場所</b> .....	13
1 立地条件.....	13
2 候補地の評価.....	14
3 建設場所の選定.....	15
<b>第6章 事業運営</b> .....	18
1 事業想定.....	18
2 利用見込み.....	20
3 運営収支見込み.....	22
4 運営の経済効果.....	23
<b>第7章 より効率的な整備運営手法の検討</b> .....	25
1 現状・課題検討委員会による提言.....	25
2 地方独立行政法人による運営の検討.....	25
3 指定管理者による運営の検討.....	26
<b>第8章 今後の進め方</b> .....	33

## 第1章 鳥取県立博物館の現状と課題

### 1 鳥取県立博物館の現状

鳥取県立博物館(以下「県博」という。)は、開館後40年以上経過し、施設面で次のような深刻な問題を抱えている。

- (1) 建物の老朽化により雨漏りが頻発し、構造的な脆弱化に至るおそれがある他、基幹設備も耐用年数を大幅に超過し、深刻な機能障害が発生しかねない状況にある。
- (2) 学術資料や美術作品の収集・保存に努めた結果、収蔵庫が過密化し庫外に保管せざるを得なくなっており、県民の宝である貴重な資料の散逸や毀損といった事態を招きかねない。
- (3) 来館者が利用可能な駐車スペースが絶対的に不足しており、周辺駐車場でも対応しきれず、自家用車や観光バスで来る方には不便を忍んでもらっている。
- (4) 施設設備の制約もあって常設展示の機動的更新、体験型展示の導入、県民の作品展の開催等が十分に出来ない。

### 2 鳥取県立博物館の課題

そうした状況にある県博については、今まで凍結されてきたハード面の対応も含む抜本的な対策を早急に実施しなければならない。そのためには、県博のこれまでの取組を検証して問題点を明らかにし、必要な対策をゼロベースで検討する必要がある。こうした考え方に基づき、平成26年度、鳥取県立博物館現状・課題検討委員会が総合的に議論された結果、現在県博が抱えている諸課題とそれへの対応の方向性が、次のとおり整理された。

#### (1) 県民との連携・地域への貢献

県博は、学術文化に関する県民のニーズに応えつつ、本県の学術文化の振興に寄与して、地域の活性化に資するような活動を展開することにより、人と物、人と人、過去と未来、地域の内と外をつなぐ結節点となり、内外の様々なヒト、モノ、コトが集う場となるべきだが、いまだそのような場となれてはいない。

もっと県民の参画・利用を促進しつつ、地域の様々な団体や機関と連携して、県民が自分達のものだと思えるような地域に根づいた施設となるよう努力すべきである。従来の枠組にとらわれず、地域振興に役立つ取組を積極的に展開し、鳥取県の魅力発信に努めていく必要がある。

#### (2) 多様なニーズに対応した基本業務の展開

貴重な資料の収集保管・展示や教育普及活動、資料に関する調査研究等の業務を的確にこなすことができなければ博物館といえない。しかし近年、価値観の多様化が進み、これらの業務により対応すべき県民ニーズも高度・多様化する中であって、県博は施設の物理的な制約もあり、こうしたニーズに即した業務展開を図れていない。

今後は、それらに的確に対応した業務を展開していくことにより、学術文化の面で県民の創造性を育み、鳥取県の魅力を強化して新たな交流と発展の核となるような施設づくりを進めていかなければならない。

### (3) 戦略的な運営体制の整備

地方財政の逼迫により厳しい経営環境に置かれる公立博物館が増える一方、住民の文化志向の高まりを受けて文化政策を重視する自治体も増加している。そんな状況下では博物館も、自らが社会の中で果たす役割を再確認し、これを社会に示して自身の存在意義を認めさせる必要があるが、県博はそれが十分にできていない。

今後はそうしたことが適切に行えるよう、県や住民が運営状況を継続的に把握・評価し、必要なら館の運営方針等も随時見直すような仕組みを整えていく必要がある。そのように運営されなければ、県民のための博物館として発展し続けることはできない。

## 3 課題に対応した施設整備

### (1) 現状・課題検討委員会の提言

以上の諸課題に現在の施設で対応しようとするれば、大規模な増改築や敷地拡張が必要となるが、現施設は国の史跡指定地内にあることから、それは不可能であり、県博に現在収まっている機能の全てを現施設内に維持したまま、各課題に対応していくことはできない。

一方で、現施設は老朽化が進んでおり耐震性も十分ではないが、改修や補強を行えば今後も博物館等として使用可能である。長年県民に親しまれた優れた建築物であり、鳥取市の中心部なのに緑の多い久松山下の旧鳥取城敷地内という好立地にある。現施設は今後も極力活用していくべきである。

従って、新たな施設を整備して現施設の機能の一部をそこに移転すべきだが、この際、狭隘化している収蔵庫のみを移転させるのは、保管資料の頻繁な搬出入に係る労力・時間・費用や損傷リスク等を考えれば適当でない。自然、歴史・民俗、美術の3分野のいずれかを移転させ、残りは現在の施設に残すのが適当である。

以上の考え方を基本として幅広く議論を重ね、県民と対話しながらどんな施設を整備するのが良いか検討し、県民的なコンセンサスを得て事業計画を固めていくようにすべきである。

### (2) 教育委員会の方針

平成27年2月に県博が行った「鳥取県立博物館の今後の施設整備のあり方に関するアンケート」では、50.6%の方が3分野の中で「美術分野のための新たな施設を整備(現在の施設は自然分野と歴史・民俗分野のための施設に改修)」するのが良いと回答されている。

こうした結果も踏まえ、鳥取県教育委員会としては、それが各分野の問題解決上最も効果的であること等から、美術分野を新たに整備する施設(美術館)に移転し、現在の施設を残る2分野(自然、歴史・民俗)のための施設に改修する方向で考えていくこととし、そのような方針に基づき、検討を進めるのに必要な予算案を平成27年6月の定例県議会に上程し、これについて承認を得た上で、同年7月に本委員会を設置された。

鳥取県教育委員会が本委員会に委嘱されたのは、新しく美術館を建設整備する場合の具体的な方向性を整理し、県民に理解して貰うための基礎資料を作成することである。そこで本委員会としては、新たに整備する美術館の基本的な設置理念・目的、備えるべき機能、必要な施設と事業、建築費と運営費の目安、建設場所、運営方法などを検討し、「県立美術館整備基本構想」として取りまとめることとする。



## 第2章 基本的な考え方

### 1 美術館の必要性

我が国が人口減少時代へ移行する中であって、地方は、少子・高齢化の進展に伴う人口や活力の減少に悩まされ続けている。そうした状況に対し最近では、各地域に固有の自然風土や歴史文化を再評価し、独自の貴重なものとして内外に発信して地域再生に成功する事例が増えてきている。

これは、それらが地域社会のあり様を規定しつつ住民の心のより所となっていて、そのアイデンティティと密接に結び付いているからである。単純な右肩上がり成長の時代が終わり、価値観の変化・多様化が進む中で地域を再生し持続的に発展させていくためには、その中核として、これら地域の個性の源を維持・強化することが重要になる。

それにもかかわらず鳥取県の自然、歴史、文化の精華を蓄積・伝播する基幹施設たる県博は、県民の宝とも言うべき保存資料を次世代に引き継ぐことさえ困難になっている。この状況を抜本的に改善する最良の方策が、前記のとおり新たに美術館を整備し、現施設を自然・歴史博物館に改修することである以上、その推進は急務である。

そうした状況を踏まえれば、前章の2で述べたような方向を目指しつつ、次のとおり、鳥取県の美術遺産をきちんと次代に引き継ぐ一方で、県民が内外の優れた美術に触れる機会を増やして県外との交流を広げ、県民の文化的創造性と鳥取県の文化的な魅力を向上させる、人口減少時代における鳥取県創生の拠点として、県立美術館を早急に整備する必要がある。

#### (1) 鳥取県の美術の継承と発信

文化の精華である美術作品は、それが創作された場所と時代の、文化はもちろん自然や歴史、伝統、風俗等を色濃く反映し、今に伝える歴史遺産でもある。鳥取県に関わるこうした遺産を次代に確実に引き継いでいくことは、県民の義務であると同時に、前述のとおり県下各地域を再生・発展させていく上でも極めて重要である。鳥取県にゆかりのある美術の蓄積・継承を推進することにより、鳥取県のアイデンティティを確立し、地域の個性を内外に発信していかなければならない。

そのようにして鳥取県の創生を図っていくためには、県下各地域で行われる同旨の取組と連携し、一緒になって芸術文化を振興していく必要がある。県内には、最早個々の市町村や地域社会では支えきれないほど深刻な文化状況にある地域もある。これらを広域的に補完し再生・発展させていくことは、鳥取県の文化基盤を強化し、文化的魅力を高める上で非常に重要であり、その中核となる県立美術館は欠かせない社会インフラの一つである。

#### (2) 内外の美術との接触と交流

ただ、そのようにして過去の文化遺産を維持・発展させていくだけでは、グローバル化が進み、様々な価値観がせめぎ合う情報社会の中で、地域の文化的魅力を高めるのには不十分である。多彩な文化、優れた美術に触れることで、その素晴らしさを理解し受容する広い視野や柔軟な精神、新たな文化を創造し得る豊かな心を県民が培い、社会の文化的感性を向上させることができるようにしなければならない。

県民に、国内外の多彩な美術に触れる機会を提供し、それを生み出した様々な人や地域との交流を通じて、未来へと繋がる新たな文化の創造・発展を促す拠点を早急に整備する必要がある。これを核として、多様な文化があふれ心豊かに暮らせる地域を創り上げ、鳥取県の創生を図っていくのである。

### (3) 県民の創造性と鳥取県の魅力の向上

美術作品は、それを創作した者にとっては自らの創造力の発露であるが、鑑賞する者に対しても、感動を与えて精神を活性化し、新しいものを創り出させる力を持っている。これまで脈々と培われてきたそうした力を次代に伝え、未来を拓く新たな力へと昇華させて、県民の文化的創造性を高めていかなければならない。

そのためには、より多くの人々に文化の精華たる美術をもっと気楽に楽しんでもらえる場が必要であり、特に、次代を担う子どもたちが本物の美術と出会い、魂を揺さぶられて創造力を育むことができる場は、是が非でも確保すべきである。

そこで幼い頃から美術に親しみ、高い芸術的感性を培った人々は、将来にわたって鳥取県の美術文化を支え、魅力を高めるのに貢献する人材へと成長していく。そのようにして県民と協働し、県民に自分達の施設として支えて貰えるような美術館を、鳥取県は創り上げていかなければならない。

## 2 新しい美術館の目的

そうした認識に基づき、新たに整備される美術館を「人口減少時代における鳥取県創生の拠点」とするためには、次のような目的意識をもって、これを整備・運営していく必要がある。

- (1) 鳥取県にゆかりのある美術の蓄積・継承に努めるとともに、国内外の優れた美術を鑑賞・学習する機会を提供する。
- (2) 県民に、鳥取県の文化的個性を確認しつつ、多彩で良質な美術に親しんでもらうことにより、文化的な獨創性・創造性を育む。
- (3) 鳥取県の文化的な個性や魅力を高め、様々な芸術、文化があふれ心豊かに暮らせる地域を創り上げる。
- (4) 美術を介して県内外の多くの人を引き付け、様々なヒト・モノ・コトを結び付けて、新たな交流と発展の核となる。

## 3 新しい美術館の在り方(イメージ)

そのような目的の下に整備・運営される美術館の在り方は、イメージとしては次のようなものとなる。

- (1) 鳥取県立博物館の美術部門の活動や成果を引き継ぐとともに、自然部門や歴史・民俗部門との連携を図りながら、美術に関する収集保管、展示、調査研究、教育普及など美術館としての基本的な活動を県民ニーズに即した形で展開することで、新たな「知」を視覚的に提示し、県民が美術の素晴らしさを体感することができる社会教育施設。
- (2) 大人も子どもも、お年寄りも若者も、障がいのある方もない方も、美術愛好者であるか否かを問わず幅広く色々な人が気軽に訪れ美術を介して交流し、色々な団体

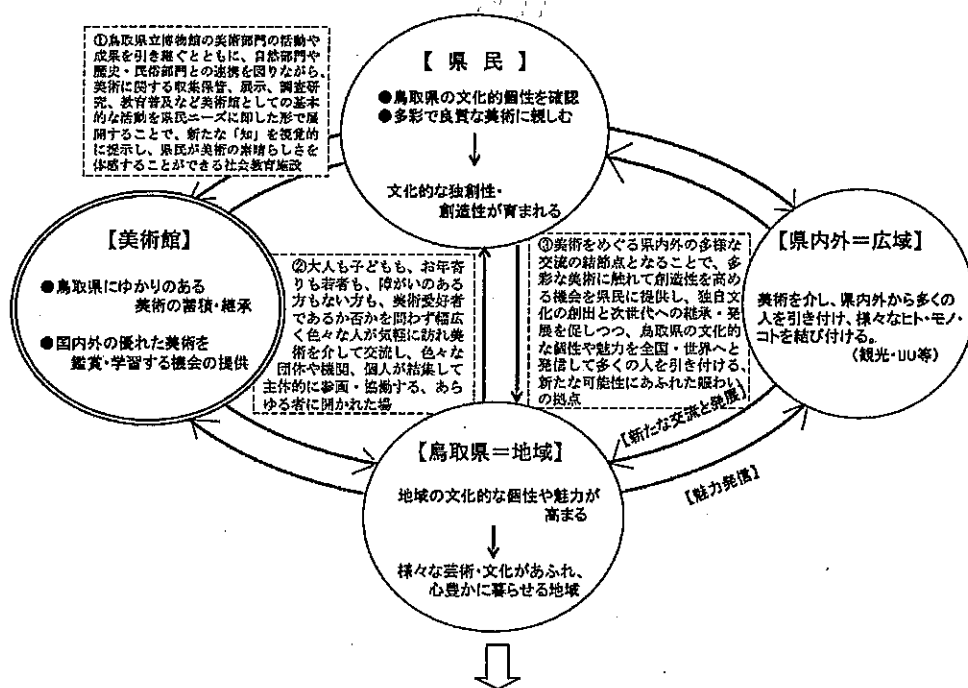
や機関、個人が結集して主体的に参画・協働する、あらゆる者に開かれた場。

- (3) 美術をめぐる県内外の多様な交流の結節点となることで、多彩な美術に触れて創造性を高める機会を県民に提供し、独自文化の創出と次世代への継承・発展を促しつつ、鳥取県の文化的な個性や魅力を全国・世界へと発信して多くの人を引き付ける、新たな可能性にあふれた賑わいの拠点。



1. 「とっとりのアート」の魅力を知り、大切に守り、誇りを持って県内、県外そして世界へと発信するとともに、より多くの人々に内外の多彩で優れたアートに触れる機会を提供する。
2. 人々が思い思いに楽しみと夢と喜びを見出し、次代を担う子どもたちが優れたアートと出会い、想像力や創造性を育むことができる場所とする。
3. 地域に根差し県民のアイデアと愛情で運営される、「私たちの県民立美術館」となる。
4. アートによって街を目覚めさせて文化的感性の高い賑わいのある地域づくりに貢献する。
5. 鳥取県創生の拠点となるよう、大胆かつ柔軟に新たな可能性を求め、次代に向けて新たな地平を拓くことを目指す。

[図] 新しい美術館の目的と在り方



1. 「とっとりのアート」の魅力を知り、大切に守り、誇りを持って県内、県外そして世界へと発信するとともに、より多くの人々に内外の多彩で優れたアートに触れる機会を提供する。
2. 人々が思い思いに楽しみと夢と喜びを見出すことができ、次代を担う子どもたちが優れたアートと出会い、想像力や創造性を育む場所となる。
3. 地域に根差し県民のアイデアと愛情で運営される、「私たちの県民立美術館」となる。
4. アートによって街を目覚めさせて文化的感性の高い賑わいのある地域づくりに貢献する。
5. 鳥取県創生の拠点となるよう、大胆かつ柔軟に新たな可能性を求め、次代に向けて新たな地平を拓くことを目指す。

## 第3章 必要な機能

新しく整備される美術館を、前章で整理した考え方に沿って、鳥取県の新たな文化の創造・発展の核となるものとするためには、次のような機能を備えた施設とする必要がある。

### 1 収集保管

- (1) 鳥取県にゆかりのあるものを中心に、優れた美術作品や貴重な関係資料を、国内法規や国際協定等を遵守しつつ、体系的・計画的に収集し、そのコレクションを継続的に充実させていくことができる機能。
- (2) 収集した美術作品等に関する情報を適切に記録・管理し、随時調査研究等に活用・提供する機能。
- (3) 収集した美術作品等を次世代に継承するために温湿度や照明が最適に保たれ、災害等に対しても安全な環境の下で適切に保存、管理し、必要に応じて修復等も行うことができる機能。

### 2 展示

- (1) 収集した美術作品をなるべく多く県民に鑑賞してもらうため、主要な作家や作品は常に紹介・展示し、文化的発展を図ることができる機能。
- (2) 県民の多様な関心や興味に応えつつ、時代の潮流や美術の動向に即して、大型作品も含め国内外の優れた美術品を紹介し、新たな文化の創造に資するための特別展示を適切な展示環境の下で行うことができる機能。
- (3) 年齢や言語、障がい等にかかわらず来場者に親しんでもらえるような展示を行うことができる機能。

### 3 調査研究

収集した美術作品とそれに関する資料についての調査研究や、美術館の運営・活動に関する調査研究を集中的に行うことができる機能と、調査研究に必要な資料や図書を迅速に参照等することができる機能。

調査研究の成果を反映した展覧会を開催し、あるいはその成果を取りまとめた紀要を発行して、成果を県民等に還元することができる機能。

### 4 教育普及

- (1) 多様な県民ニーズに応えつつ、美術に関して個別的な学習や体験をする機会（体験講座、ワークショップ、ギャラリートーク、講演会等）を県民に提供し、文化の創造・発展を図るため、様々な手法、資料、設備等を活用することができる機能。
- (2) 年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できるプログラムを提供することができる機能。

- (3) 学芸員等を学校や公民館等に派遣し、上記のようなプログラムを児童・生徒や地域住民等に対しても実施することができる機能。
- (4) 美術館から離れた地域に対しては上記のほか、貸出し等により、美術館の作品や資料に触れる機会を提供することができる機能。

## 5 地域・県民との連携・協働

- (1) 美術に関する県民の自発的な学習を支援するため、学芸員等が専門的な指導・助言を行うとともに、必要に応じて資料や図書の検索、閲覧等のサービスを提供することができる機能。
- (2) 県内の他の美術館や大学、企業や団体、NPOなどと協力・連携して文化的に豊かな地域づくりを進めるために、学芸員等の指導・助言、イベントの開催、その他様々な連携事業を推進することができる機能。
- (3) 県民の主体的な作品制作、作品発表を支援するために、必要な展示会場を提供することができる機能。
- (4) 美術館に滞在して作品を制作する県内外の作家と交流する機会を県民に提供することで、文化水準の向上・発展を図ることができる機能。

---

## 第4章 必要な施設設備と規模

---

### 1 施設モデル

第2章の考え方に沿って前章に掲げる機能を完備した美術館のモデルとして、次のような施設設備や規模を有する建物が想定される。

(表1 必要な機能と施設・設備のモデル 参照)



なお、施設について考える際、前章に掲げる機能全てをこの美術館に持たせる必要はない(美術館はコアとして必要な最低限の機能(例えば、収蔵と常設展示)のみを備え、県下各地に設ける幾つかのサテライト施設(古民家等を活用して整備)に他の機能(例えば、企画展示や教育普及)を分担させる)という考えも提示されたが、次のような見地から、やはり必要とされる機能は一通り備えた施設を念頭に考えていくこととした。

- ・機能が分散していると利用しにくい。サテライト的な展開はハード面よりソフト面で考えれば良い。
- ・一通りの機能を備えた中核施設は県が作り、地元に着したサテライト施設は市町村でといった役割分担を考えるべき。
- ・サテライト施設を分散整備するなら、それぞれに運営要員が必要となり、管理組織も肥大化する。
- ・初めから施設を分立させるのではなく、最初は単独施設としてしっかりしたものを作ることを考えるべき。

ただし、そのような施設を県民との協働や地域との連携を推進し、新たな文化を創造し発展させる拠点とするためには、館外のサテライト機能を強化し、これと連携した活動を展開することが重要である。そうした展開は、美術館のみで遂行できることではなく、他の文化施策との適切な役割分担の下、戦略的な連携を保ちつつ進めていかなければならない。ソフト面の展開を考える際には、この点にも留意する必要がある。

## 2 建築費の試算

前掲のモデルについて建築工事費(電気設備工事費と機械設備工事費は含むが、用地費(取得費、造成費等)、外構・植栽・サインの整備費、展示ケース等の購入費は含まない。)を試算すると、70~100億円程度が必要と考えられる。

これは、次の算式により算定した建築工事費の試算額(税込み)に、様々な要因による増減を±15億円見込んだものである。

$$A \times B \times C = 8,674,548 \text{ 千円} \approx 85 \text{ 億円}$$

A: 過去20年間に建築された他府県立の美術館(延床面積が概ね1万㎡程度のもの)について、当時の建築工事費を照会し、本県において平成28年価格へのデフレーター補正を行って算出した延床面積1㎡当たりの標準建築単価(644,277円)

B: 前掲モデル建物の延床面積(12,240㎡)

C: 消費税率(1.1)

なお、建築工事費の増減要因としては、次のようなものが考えられる。

(増要素)

- ・東京オリンピックに伴う建築資材や労務費の上昇
- ・建築デザインや構造設備の高度化、複雑化、大型化

(減要素)



- ・地元自治体の協力（役割分担、機能連携等による整備内容の圧縮）
- ・建築デザインや構造設備の簡素化、小型化

以上のような試算額は、一定のモデルを基に算出した想定値であり、美術館の整備にはそれ位の費用がかかることも含めて県民に理解して頂くための目安的なものに過ぎず、具体的な仕様等に基づき所要額を積み上げた計画値などではない。それは今後、整備計画や設計作成等の作業が進む中で改めて精査・決定されていくことになるが、その際、本構想における試算がこれを細かく制約するのは適当でないとしても、当該試算の基本的な考え方や趣旨、大枠といったものは極力尊重されるべきだと考える。

ただ、県民の声が十分に反映されていない試算だと、それさえ難しくなることもあるので、県議会等から県財政に与える影響を懸念する声が寄せられた上記の試算額について、第3章に掲げた機能等を極力損なわずに多少とも圧縮できないか検討した結果が、表1右欄の「\*」の諸方策である。先述の「減要素」のうち現時点で具体的に想定可能なものであり、いずれも若干の機能後退等を伴うので、やむを得ず圧縮する場合の下限的な対応として理解されたい。

そうしたものではあるが、これらの方策によることで先に試算した70～100億円の建築費が少なくとも10億円程度削減され、60～90億円に圧縮されると見込まれる。この他、PFI手法により整備する場合は、後述のとおり民間技術の活用等により更に10%程度の工事費削減が見込まれるようである。

### 3 建設投資の経済効果

美術館を建設するために県が70～100億円に上る建築費を支出すると、そのために必要な資材やサービスを提供した県内事業者の売上げ(生産額)が増加し、それが更に県下の様々な関連事業者の売上げ増加へと繋がって県内総生産を累増させる。そうした経済波及効果を鳥取県の「産業連関分析ファイル」(鳥取県統計課作成)により試算すると、次表のとおりとなる。

【表2】建設投資の経済効果

建築工事費	70億円	85億円	100億円
第1次波及効果	23億円	28億円	33億円
第2次波及効果	21億円	26億円	31億円
合計	114億円	139億円	164億円

なお、建築費を60～90億円程度に圧縮した場合には、それに応じて経済波及効果も減少する。

## 第5章 建設場所

### 1 立地条件

第2章の考え方に沿った前章のモデル施設の建設場所は、次のような条件を備えた場所であればならない。

#### (1) 様々な人が気楽に訪れることのできる場所

(お年寄りから子ども達まで県内外から多くの人を引き付け、年齢や言語、障がい等にかかわらず様々な人々が気楽に訪れて交流し、美術をめぐる多様な交流の結節点となる、あらゆる者に開かれた空間となるための条件)

##### ア 交通アクセスが便利・容易であること。

- 《視点例》
- ・JR 主要駅から近く、近隣に多くの路線バスが走る。
  - ・幹線道路から近く、周辺道路も整備されており、観光バスやマイカーも多数乗入れ可能
  - ・市街地から近く、途中で急坂等がなく、徒歩や自転車でのアクセスも容易

##### イ 他の集客施設や観光施設の訪問客を誘導可能であること。

- 《視点例》
- ・周辺住民がよく行く相当規模の物販・娯楽施設等(の集積)から近い。
  - ・多くの観光客が訪れる集客施設(観光地)と結んで観光コースが設定可能

#### (2) 地域づくり・まちづくりと連携し易い場所

(多様な主体の参画・協働により、様々なヒト・モノ・コトを結び付けて新たな交流と発展の核を形成し、鳥取県の文化的な個性や魅力を高めて心豊かに暮らせる可能性にあふれた賑わいの拠点を創出するための条件)

##### ア 他の文化施設や教育機関と連携し易い立地であること。

- 《視点例》
- ・来館者の相互利用が想定される文化施設に近く、一体的な文化ゾーン形成も期待
  - ・児童・生徒、学生・研究者等が利用し易い(学校、大学等に近接 or アクセス良好)

##### イ 地域づくりにより貢献できる立地であること。

- 《視点例》
- ・周辺に美術館と連携して発展可能な集客機能集積(商店街等)がある。
  - ・地域再生の核等として地域計画等で文化、集客施設が必要とされている。
  - ・市町村、地元経済団体、自治会等にも美術館と連携して地域再生を進める意思・意欲がある。

(3) 必要な機能確保・施設整備が極力安価で可能な場所

(鳥取県にゆかりのある美術を蓄積・継承しつつ、国内外の優れた美術の鑑賞・学習機会を提供する活動の人々のニーズに即して展開し、県民に美術の素晴らしさを体感してもらうための条件)

ア 必要とされる機能を備えた施設を整備可能な土地であること。

- 《視点例》
- ・十分な広さの建物敷地や駐車場の他、適切な環境緑地や収蔵庫の増設余地等も確保可能
  - ・土地取得費用が過大でなく、土地の切り盛り、造成等にも過大な経費を必要としない。

イ 防災上安全な土地であること。

- 《視点例》
- ・津波、洪水、土砂崩落、地震等により被害を被る危険が少なく、地盤も堅固
  - ・地盤改良、嵩上げ等に過大な経費を必要としない。

2 候補地の評価

第2章の考え方に沿った美術館とするためには、地元市町村と連携してより充実した展開が図れるようにする必要があり、当該市町村の協力が得られ易い場所に立地することが重要である。また、上記のような条件に適合する場所がどこか、地域内で最も総合的かつ客観的に判断できるのは市町村だと考え、各市町村に新しい美術館の建設場所の候補地を推薦してもらった。

その結果、次のとおり6市町から12カ所の候補地の推薦があったので、これらと、平成15年に凍結された美術館計画で建設場所とされていた鳥取市桂見の県有地について、立地条件への適合性評価を行った。

【表3】

鳥取県立美術館建設場所として推薦された候補地

	候補地名称	敷地面積	推薦市町村
1	鳥取市役所庁舎敷地	8,885 m <sup>2</sup>	鳥取市
2	わらべ館駐車場と西町緑地敷地	4,474 m <sup>2</sup>	〃
3	鳥取市武道館敷地（県庁北側緑地敷地）	6,322 m <sup>2</sup>	〃
4	湖山池公園・湖山池オアシスパーク（多目的広場）敷地	約10,000 m <sup>2</sup>	〃
5	鳥取砂丘西側一帯	259,247 m <sup>2</sup>	〃
6	倉吉市営ラグビー場	22,060 m <sup>2</sup>	倉吉市
7	三朝町ふるさと健康むら	20,698 m <sup>2</sup>	三朝町
8	羽合野球場	19,076 m <sup>2</sup>	湯梨浜町
9	長和田地内候補地	16,680 m <sup>2</sup>	〃
10	旧旅館団地	12,473 m <sup>2</sup>	〃
11	旧鳥取県運転免許試験場跡地	25,383 m <sup>2</sup>	北栄町
12	伯耆町すこやか村（伯耆町立植田正治写真美術館隣）	19,298 m <sup>2</sup>	伯耆町

平成15年に凍結された美術館計画で建設場所とされていた土地

旧県立鳥取少年自然の家跡地（鳥取市桂見）	約9万m <sup>2</sup>
----------------------	-------------------

その評価に当たっては、各立地条件について専門的識見を有し県内事情等に精通している方(資料4のとおり)を鳥取県立美術館候補地評価等専門委員(以下「専門委員」という。)に委嘱し、現地調査の上、専門的・客観的な視点から審議していただいた。その評価結果は資料6のとおりであり、当該結果を踏まえ専門委員は、前掲候補地のうち鳥取市役所庁舎敷地、鳥取砂丘西側一帯、倉吉市営ラグビー場、旧鳥取県運転免許試験場跡地が総合的に見て適性が高いものと評価された。

### 3 建設場所の選定

#### (1) 美術館の建設場所に関する県民意識調査の結果

適性が高いと評価された上記4候補地について、専門委員の評価結果や推薦市町から提示された協力内容、県議会の意見等を踏まえて特徴を整理した上で、建設場所を選定する際の参考にするため、鳥取県教育委員会では美術館の建設場所に関する県民意識調査が行われた。

その結果は資料7のとおりで、調査対象者の過半数 2,530 人から回答をいただいた上、回答者が特定の地域に偏るようなこともなく、全県的な関心の高さをうかがわせる結果となった。建設場所として最適だとする回答が最も多かった候補地は倉吉市営ラグビー場で 722 人(28.5%)。以下、旧鳥取県運転免許試験場跡地(643 人、25.4%)、鳥取市役所敷地(635 人、25.1%)、鳥取砂丘西側一帯(465 人、18.4%)であった。

各候補地が最適と回答した人の居住地を見てみると、やはり居住地に近い候補地を選んだ人が多いが、より遠い候補地を選んだ人も2割以上あり、居住地にこだわらず全県的な視点で判断した人も少なくないと感じられた。

また、各候補地を選んだ人が1で整理した立地条件のうち何が重要と考えたかを見ると、どの候補地を選んだ人にも「交通アクセスが便利・容易」なことが重要とした人が多く、それに次いで多いのが、運転免許試験場跡地と倉吉市営ラグビー場では「必要とされる機能を備えた施設を整備可能」なこと、鳥取市役所敷地では「他の文化施設と連携し易い」ことを重視する人であった。鳥取砂丘西側を選んだ人の中では「観光施設の訪問客を誘導可能」なことを重視する人が「交通アクセスが便利・容易」なことが重要と考える人より多かった。

こうした見方は、専門委員の評価とも概ね一致しており、回答者の多くが本委員会のこれまでの検討成果(専門委員の評価結果等を整理したアンケートの添付資料)を十分踏まえつつ、理性的に判断して回答された結果だと思われた。

#### (2) 本委員会委員の意見

以上のような意識調査結果も参考に、本委員会でどの候補地が県立美術館の建設場所として最適か検討したところ、14名中8名の委員が、倉吉市営ラグビー場が最適だという意見であった。

それに対し、鳥取砂丘西側が最適という委員は3名、鳥取市役所敷地が最適とする委員は2名だったが、運転免許試験場跡地が最適だとする委員はいなかった。

ただ、倉吉市営ラグビー場と運転免許試験場跡地、鳥取市役所敷地を選んだ人との間の差は僅かであり、この意識調査結果から候補地を決めるべきではなく、もっと議

論すべきだと考える委員も2名（1名は鳥取砂丘西側が最適という委員）あった。

以上をまとめると次表のとおりであり、本委員会では、倉吉市営ラグビー場が県立美術館の建設場所として最適だと考える委員が過半数を占めた。

【表4】各委員の建設場所の選定に関する意見

委員	概要
林田会長	・ 専門委員の評価とも概ね一致する県民意識調査の結果を尊重して、賛同する委員が多い倉吉市営ラグビー場を選定すべき。
半田委員	・ 意識調査の結果は、専門委員の評価とも自分なりに検討した結果とも一致している。 ・ 県の中央に位置する倉吉市営ラグビー場は、立地条件への適合性等で総合的に見て一番バランスがとれており建設地として最適。
水沢委員 (詳細は資料8参照)	・ 鳥取と言えば「砂丘」であり、地域に根差し、同時に世界に発信しようとするこれからの美術館に相応しい場所。また、雄大な自然を有する観光スポットでもあり、自然と文化の相乗効果も期待できる。 ・ 地下に構造物を作ると初期費用が嵩むが、光熱費が廉価となる等のメリットもある。
福嶋委員 (詳細は資料8参照)	・ 鳥取の文化遺産を色々と見て貰って美術を発展させていくことを考えれば、県博と連携しやすい鳥取市役所庁舎敷地が最適。
小泉委員 (詳細は資料8参照)	・ 意識調査結果の上位3個所の間の差は僅かで、統計学的には何度かアンケートをすれば順位が入れ替わる可能性がある範疇に収まる。 ・ この結果から候補地を決めるべきではなく、建設地については継続審議とし、もっと議論を重ねて合意形成を図るべき。
森口委員 (詳細は資料8参照)	・ 新美術館は、自然部門や歴史・民俗部門と連携を図りながら新たな「知」を視覚的に提示する場。そうした見地からは、それらの部門(県博)に近く互いの連携を一層深められる鳥取市役所庁舎敷地が適当。 ・ 美術館を含むいわゆる博物館施設は芸術文化への見識を示す館であり、県庁周辺環境が新美術館によってより整備されることは、県庁所在地としてあるべき姿だと考える。
衣笠委員	・ 意識調査の結果は尊重すべきであり、東西に長い鳥取県が一体となる仕組みをつくり、自分たちの地域に根差した県民立美術館にするためにも、倉吉市営ラグビー場を建設地とすべき。 ・ 同地は、土地活用の自由度が高くコストがかからない点も良い。
横山委員	・ 意識調査の結果を尊重して候補地を選定すべきであり、倉吉市営ラグビー場とすべき。そうでなければ、意識調査をした意味がない。
北村委員	・ 意識調査の結果を尊重して、最も多くの人々が適地と答えた倉吉市営ラグビー場を建設地とすべき。
竹上委員	・ 回答率が50%を超えた意識調査の結果には、県民の意思が集約されており、これを尊重して、最も多くの人々が適地とした倉吉市営ラグビー場

	<p>を建設地とすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その際には、県民誰もが利用しやすい施設とすることに加え、他施設との連携、2次交通の整備などの取組を行い、県外観光客を含めた利用者増を図るべき。</li> </ul>
本城委員 (詳細は資料8参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂丘に作る美術館は地下構造を有する独特なものになる。鳥取だけに自然が与えた大切な財産に注目する意味で、鳥取砂丘西側が適地である。</li> </ul>
田村委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意識調査の結果と候補地評価等専門委員の評価とも一致しており、我々検討委員会委員が議論を重ねて積み上げ作成してきた美術館整備基本構想の内容にも十分当てはまる、倉吉ラグビー場が適地と考える。</li> <li>・老いも若きも、家族連れ、子ども達も集いやすい開放感があり、観光スポットの赤瓦にも近くて相乗効果を高めやすく、東部、西部、岡山からの集客も期待できる倉吉ラグビー場が県民のための鳥取県民立美術館として最適である。</li> </ul>
谷本委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50%以上の回答率となった意識調査の結果は重視すべきで、倉吉市営ラグビー場を選定すべき。</li> <li>・同地は、砂丘のように強いイメージはなく無色透明な感じだが、その分、みんなで美術館を育てて色々な色を付けていける。鳥取県の真ん中で、未来中心というシンボリックな施設もあり適地である。</li> </ul>
来間委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意識調査は回答率が高く参考にはなるが、結果は過半数が支持する候補地はなく僅差であり、1か所に絞るならもっと議論が必要。</li> <li>・砂丘は全国どこにもないので、その観光客を誘導して年間20万人以上の利用が見込める鳥取らしい美術館が、鳥取砂丘西側になら整備できる。</li> <li>・自然公園法の規制により建設コストはかかるが、県民理解は得られる範囲内であり、規制をクリアすれば環境に優しい施設ができる。</li> </ul>

## 第6章 事業運営

以上のようにして整備される美術館では、具体的にどんな事業活動が行われて、どれくらいの人が利用し、それに対してどの程度費用がかかるのか試算してみる。

### 1 事業想定

新しく整備される美術館が、第2章の考え方に沿って第3章に掲げる機能を発揮するためには、第4章に掲げた施設設備を活用して、例えば次のような事業を実施していく必要がある。そうした展開により同館を核に、県下各地の様々な文化施設を結び付けたネットワークを形成し、文化の創造・発展効果を全県に広げていくのである。

#### (1) 収集・保管関係（収蔵庫 1,850 m<sup>2</sup>を活用）

##### ア 本県にゆかりのある美術作品の収集

鳥取県にゆかりのある作品を中心に、国内外の優れた美術作品や貴重な関係資料を体系的、計画的に収集し、そのコレクションを継続的に充実させていく。

##### イ 本県にゆかりのある美術作品の保管

収集した美術作品を適切、安全な環境の下で保存・管理。

#### (2) 常設展示関係

##### ア 収蔵作品のジャンル別展示（常設展示室 250 m<sup>2</sup>×5 部門を活用）

- ・収蔵作品については、ジャンル別（日本画、洋画、彫刻、工芸、写真）に専用の常設展示室を設けて展示し、本県ゆかりの主要作家の代表作が常時鑑賞できるようにする。
- ・自然光のもとでの作品展示や、タブレット端末、スマートフォンを利用して写真、解説文を併せて視聴できる音声ガイダンスなど新しい展示や解説の工夫を取り入れ、ギャラリートークも充実して、作品の魅力を鑑賞者に分かり易い形でより深く伝える。

##### イ オープンスペース等での展示

- ・美術館の外にも作品に触れることができる親しみやすい空間を創出するため、野外にも彫刻作品や参加型の作品を配置。

（例：十和田市現代美術館、金沢 21 世紀美術館、香川県直島の現代美術施設）

- ・鳥取県立美術館以外では鑑賞、体験できない作品や空間を創出するため、館内のフリーゾーンに現代美術作家によるコミッションワーク（注文による作品）を展示。

（例：豊田市美術館、青森県立美術館）

#### (3) 企画展示関係（企画展示室 1,000 m<sup>2</sup>を活用）

##### ア 国内外の著名作家の展覧会の充実（年3～4回程度）

鳥取にいながら国内外の名画・名品を鑑賞できる展覧会を開催し、県民に世界・日本とつながることのできる鑑賞機会を提供。

##### イ 鳥取県ゆかりの作家の展覧会の充実（年1～2回程度）

鳥取県ゆかりの作家の展覧会を開催し、鳥取県の文化的個性を確認しながら、本県ゆかりの多彩で良質な美術に親しむことができる鑑賞機会を提供。

ウ 各種ポップカルチャーの展覧会等の開催（年1回程度）

「まんが王国」を謳う本県の特性を活かし、若者を中心に人気がある漫画、アニメなどのポップカルチャーに関する展覧会を開催し、新たな来館者を掘り起こして、様々な人が気軽に親しむことができる施設とする。

エ 他施設を活用した展開

館外のような文化施設（借り上げた空き屋等を含む）と連携し、これをサテライト的に活用して現代美術系の企画展の支会場としたり、その施設特性や立地環境に即した特別展を開催する。

(4) 教育普及関係（館内）

ア ワークショップ等の充実（ワークショップルーム 150㎡を活用）

様々な使用形態に対応可能なワークショップルームを活用して、幅広い来館者を対象に、美術に関する学習講座や体験教室を開催する。

イ ファミリープログラム（親子ミュージアム等）

親子で参加できるプログラムを用意し、家族ぐるみで美術を鑑賞する機会を提供。

ウ 子どもミュージアム

春・夏・冬休み等で開催する企画展に併せて、休館日を利用した「子どもミュージアム」を開催し、幼い頃から芸術文化に親しむ機会を提供。

エ 県内児童の学校行事での来館促進

小学校と連携して、県内の小学生（3年生又は4年生）全てが年に1回はクラスで美術館を訪れるようにする。

(5) 教育普及関係（館外）

ア 移動美術館の拡充

美術品が展示可能な市町村営施設等を会場として、収蔵作品を展示・紹介する「移動美術館」の取組みを拡充する。その会場は、美術館から遠い地域を優先的に選ぶこととし、展示環境によっては、陶芸や彫刻等の温湿度変化に比較的強い作品を中心に、一部レプリカやデジタル資料を織り交ぜた展示とするなど柔軟に対応する。

イ その他のアウトリーチ活動の拡充

県下各地の学校や公民館等を会場に、収蔵作品に関するレクチャーやさまざまな創作活動の支援を学芸員が行ったり、県内外のアーティスト等を招いてワークショップやパフォーマンスイベント等を開催したり、映像作品の上映（シアタープログラム）を行うことなどにより、各学校の児童・生徒や遠くまで出かけ難い高齢者、障がい者等を含む近隣住民の皆さんがより身近な場所でアートと触れ合えるようにする。

ウ 他施設と連携した展開

ア、イのような活動を行う際には、県下各地の様々な文化施設と連携しつつ、役割を分担し、各地域における学習機会の格差是正と学習内容の個性化を図る。



(6) 調査研究

ア 収集資料の活用（研究用の図書室 150 m<sup>2</sup>、作業室 50 m<sup>2</sup>、資材倉庫 90 m<sup>2</sup>を活用）  
収集した作品や資料の調査研究を行い、必要があれば館外の研究者等との共同調査も実施。

イ 各種データベースの提供

収集した作品・資料に関するデータベースを構築し、館外の研究者等に情報を提供。

(7) 地域・県民との連携・協力関係

ア 県民の創作発表等の機会の提供（県民ギャラリー800 m<sup>2</sup>を活用）

県民ギャラリーを県民の創作発表等の場として積極的に活用してもらう。

イ ボランティアスタッフの活動拠点化（ボランティア室 50 m<sup>2</sup>を活用）

県内の美術サークル等との連携を強化し、ボランティアスタッフとして美術館の活動を支援してもらうとともに、ボランティア室を彼らの活動拠点として提供。

ウ アート系フリーマーケット等の開催

エントランスホールや野外オープンスペース等で美術系古本市、アート系フリーマーケット等を開催。

エ 絵画教室等の開催（ワークショップルーム 150 m<sup>2</sup>、スタジオ 200 m<sup>2</sup>を活用）

美術サークルやNPO団体などに絵画教室、陶芸講座等を開催してもらう。

オ 絵本の読み聞かせ会の開催（キッズルーム 100 m<sup>2</sup>等を活用）

美術家が制作に関わった絵本等の読み聞かせ会を開催。

カ アーティスト・イン・レジデンス（スタジオ 200 m<sup>2</sup>を活用）

国内外から作家を招き、専用のスタジオで制作・発表を行うとともに、県民との交流の機会も設ける。

キ 他施設との総合的連携

県下各地の様々な文化施設との間に協力・連携のネットワークを構築し、その中核として各施設に作品・資料の保管や展示の方法等に関する助言・指導を行ったり、共同で巡回展示や連携講座を実施すること等により、美術館機能の広域的展開を図るとともに、各施設が共同で広報宣伝や利用促進の取組を行うこと等により、観光客を含む各施設の利用者を増やしつつ他施設にも誘導し、県内周遊を促進する。

2 利用見込み

以上のような事業を最大限に展開すれば、次表のとおり年間20万人程度の利用は見込めそうである。

【表5】年間利用者数

1 常設展示関係

内容		平成26実績	利用見込み	考え方
①	室内展示（常設展示室）	31,910 (注1)	45,000	平成23～26実績×約1.5倍 (※利用を抑制的に見込む場合は、約1.1倍とする。以下同じ。)

②	(新規取組) 屋外展示 (オープンスペース)	0 (注2)	20,000	400人/週×50週 ※利用を抑制的に見込む場合は、 取替えてカウントしない。
合計		31,910	65,000	※利用を抑制的に見込む場合は、 33,000(人)となる。

注1: 3分野(自然・人文・美術)全体の実績  
注2: 現状ではカウントしていない

## 2 企画展示関連

内容		平成26実績	利用見込み	考え方
①	国内外の著名作家の展覧会	4,044	36,000	平成23～26実績×約1.5倍 ×4回
②	鳥取ゆかりの作家の展覧会	4,633	10,500	平成23～26実績×約1.5倍 ×2回
③	(新規取組) ポップカルチャーの展覧会	0	22,500	平成16・大水木しげる展× 約1.5倍×1回
合計		8,677	69,000	※利用を抑制的に見込む場合は、 39,600(人)となる。

## 3 教育普及関連

内容		平成26実績	利用見込み	考え方
①	館内でのワークショップ等 (週1回)	1,895	2,400	平成23～26実績×約1.5倍
②	館外でのワークショップ、 移動美術館	763	2,100	平成23～26実績×約1.5倍
③	(新規取組) ファミリー・プログラム	0	3,000	60人/週×50週
④	(新規取組) こどもミュージアム	0	600	200人×3回
⑤	(新規取組) 県内児童の学校行事での来館	0	5,000	県内の小学3年生全員(約5000人)
合計		2,658	13,100	※利用を抑制的に見込む場合は、 11,900(人)となる。

## 4 調査研究関連

内容		平成26実績	利用見込み	考え方
①	研究相談	100	150	通常平均者数×約1.5倍
②	(新規取組) 収集資料の活用	0	200	4人/週×50週
③	(新規取組) 各種データベースの提供	0	500	10人/週×50週
合計		100	850	※利用を抑制的に見込む場合は、 830(人)となる。

## 5 県民との連携関連

内容		平成26実績	利用見込み	考え方
①	企画展示室(県民ギャラリー) 貸館	14,193	46,000	平成23～26実績の約2倍 ※ギャラリーを地元が合築整備する 場合、県施設の利用者としてはカ ウントしない。
②	会議室・講堂等貸館	1,541	2,250	平成23～26実績×約1.5倍

③	(新規取組) ボランティアスタッフの活動拠点化	0	3,000	60人/週×50週
④	(新規取組) アートマーケット等	0	2,000	500人×年4回程度
⑤	(新規取組) 絵画教室等	0	3,000	60人/週×50週
⑥	(新規取組) 絵本の読み聞かせ会	0	240	20人×年12回程度
合計		15,734	56,490	※ギャラリーを地元が合築整備する とともに、利用を抑制的に見込む 場合は、9,890(人)となる。

総計	59,079	204,440	※ギャラリーを地元が合築整備する とともに、利用を抑制的に見込む 場合は、95,220(人)となる。
----	--------	---------	--

ただ、年間20万人という見通しについては、実現可能性を不安視する声も寄せられたことから、上表「考え方」欄の「\*」のとおり利用を抑制的に見込むとどうなるかも試算してみた。この場合(注)でも、年間10万人程度の利用は見込めそうである。

(注)利用を抑制的に見込むのを徹底する意味で、ギャラリーを地元が合築整備する場合(第4章の表1の県民ギャラリーの項の右欄の「\*」参照)における当該ギャラリー利用者も、別施設のものとして除外している。

### 3 運営収支見込み

運営費については、県が直営するのか指定管理者に行わせるのかといった基本的な枠組みや組織体制も定まっておらず、現時点で具体的に推計するのは困難だが、直営の場合について試算すると、一つの目安として次のような額が想定される。

新しい美術館を20万人以上の人に利用してもらえるようにするためには、企画展を年7回開催するといった積極的な事業展開が必要とされることから、約3.9億円(従来の1.6倍)の運営費が必要になると見込まれる。それにより、一般財源の支出は、これまでより1.2億円ほど増加することになる。

【表6】運営費の試算  
《収入》

単位：千円

項目	現状(H26)		試算額 (千円)	考え方
	県博全体 (注)	うち美術 部門		
入館料収入	6,574	4,007	28,000	利用者20万人で推計 ※上記2の表の各欄の※のような想定により利用見込みを年間約10万人とする場合は16百万円程度となる。
展示室使用料収入	699	699	7,000	県民ギャラリー使用料を推計 ※ギャラリーを地元が合築整備する場合、県の収入としてはカウントしない。
協賛金・雑入等	2,221	2,221	3,000	現状並み
一般財源	413,182	210,307	327,000	※ギャラリーを地元が合築整備するとともに、利用を抑制的に見込む場合は、284百万円程度となる。
美術品取得基金	24,172	24,172	25,000	現状並み

計	446,848	241,406	390,000	※ギャラリーを地元が合築整備するとともに、利用を抑制的に見込む場合は、328百万円程度となる。
---	---------	---------	---------	---

《支出》

単位：千円

項目	現状(H26)		試算額 (千円)	考え方
	県博全体 (注)	うち美術 部門		
職員人件費	176,470	59,104	89,000	現状人員+4名増
施設管理費	88,654	88,654	113,000	@9,200円/㎡(現博物館運営費) ×12,240㎡(延床面積) ※1の表の各欄の※のような対応をすることにより施設規模を圧縮する場合は、86百万円程度となる。
企画展覧会運営費	76,094	45,676	107,000	企画展覧会開催数 現状3回→7回 (※利用を抑制的に見込む場合は、5回とする。) ※この場合は、76百万円程度となる。
常設展示運営費	16,168	8,000	20,000	500㎡(現博物館展示室)→1,250㎡ ※常設展示室の規模を圧縮する場合は、16百万円程度となる。
教育普及事業	7,757	3,800	21,000	県内児童の来館へのバス支援等
調査研究事業	57,533	12,000	15,000	美術担当職員増加に伴う増
美術品購入費	24,172	24,172	25,000	現状並み
計	446,848	241,406	390,000	※1の表の各欄の※のような対応をすることにより施設規模を圧縮するとともに、それに応じて利用も抑制的に見込む場合は328百万円程度となる。

(注) 収入、支出とも山陰海岸学習館を除く決算額である。

上記の運営費も、第4章の2の建築費と同じように、美術館にかかる費用も含めて県民に理解して頂くために目安として提示したモデルケースにおける想定値に過ぎない。しかし、これについても県財政に与える影響を懸念する声が寄せられたので、表5の「考え方」欄の「\*」のとおり、第4章の2の建築費の圧縮方策を実行した上で、前記2で利用を抑制的に見込み年間10万人と想定した場合の運営費も試算してみた。

その結果、先に年間4億円近くに上ると試算された運営費が6千万円以上圧縮され、3億円余りに収まる見込みとなった。一方、利用者が減るので収入も減少するが、運営費がそれ以上に圧縮されるため、1億円を超えていた一般財源の支出額の増加も7千万円程度に抑制される結果となった。また、この他にPFI手法を導入すると、後述のとおり民間技術等の活用により更に10%程度の運営費削減が見込めるようである。

#### 4 運営の経済効果

美術館を多くの人々が利用すれば、その人々が来館の際に使う交通費や宿泊費、それに伴う飲食費、買物代などが県内で消費され、それが県内事業者の売上げ(生産額)と

なって経済波及効果が累積的に発生する。また、美術館の建設投資が第3章の3で試算したような効果を伴うのと同様に、毎年県が支出する前記の運営費も波及効果を伴う。これらが全部でどれくらいになるか、第3章の3と同様な手法で試算してみた。

なお、以下では前記2・3の想定のうち、県立美術館の利用者が年間20万人に上り、毎年の運営費が4億円近く支出される場合における経済効果を試算しているが、年間利用者や運営費の想定をそれより低く想定すれば、当然、それに応じて経済波及効果も減少することになる。

### (1) 美術館利用者による消費

美術館利用者には県博の企画展入場者と同じ割合で県内在住者が含まれるものとして、県内外からの観光客の消費行動による経済効果の分析手法を準用し、その行動パターンを①観光客と同程度の消費まではしない(=土産品までは買わない)場合と、②観光客と同程度の消費をする場合の二通り想定した上で、前記2のと通りの利用があった場合の消費額を試算したところ、毎年約8.1億円又は12.7億円の消費が発生すると推計された。

【表7】美術館利用者による消費額の推計

区分		試算		
推計		204,440人		
入館者数		160,000人 (屋内常設展示・企画展示・民間展示来場者)		44,440人 (ワークショップ等)
県内・県外別		県内：125,920人 (61.6%)	県外：34,080人 (16.7%)	県内：44,440人 (21.7%)
①県内在住の利用者は観光客と同程度の消費まではしないと想定	日帰・宿泊別	日帰：125,920人 (100.0%) 宿泊：0人 (0.0%)	日帰：17,244人 (50.6%) 宿泊：16,836人 (49.4%)	日帰：44,440人 (100.0%)
	消費額	8.1億円(県内2.6億円・県外5.5億円)		
②県内在住の利用者も観光客と同程度の消費をすると想定	日帰・宿泊別	日帰：118,491人 (94.1%) 宿泊：7,429人 (5.9%)	日帰：17,244人 (50.6%) 宿泊：16,836人 (49.4%)	日帰：44,440人 (100.0%)
	消費額	12.7億円(県内7.2億円・県外5.5億円)		

### (2) 波及効果

上記の二通りの消費額と美術館の運営費(3の支出額の計約3.9億円)に対する波及効果を試算したところ、合わせて毎年約21億円又は28億円が見込まれた。

【表8】運営の波及効果

区分	①県内在住の利用者は観光客と同程度の消費まではしないと想定	②県内在住の利用者も観光客と同程度の消費をすると想定
消費額と運営費の合計	12.0億円	16.6億円
第1次波及効果	4.2億円	5.8億円
第2次波及効果	5.1億円	6.3億円
波及効果の計算結果	21.3億円	28.7億円

## 第7章 より効率的な整備運営手法の検討

### 1 現状・課題検討委員会による提言

以上、県立美術館について県直営で建設整備し管理運営することを前提に検討を進めてきたが、それらをより効果的・効率的に行うためには、民間の技術・ノウハウや資金・活力をもっと積極的に導入することも考えてみる必要がある。これについて現状・課題検討委員会は、次のように指摘されている。

#### (1) 地方独立行政法人制度について

地方独立行政法人化については、①効率化が行き過ぎないようにすることと②独立のメリットが期待できる規模とすることに留意する必要があるが、県立博物館と市町村立の博物館・美術館、歴史民俗資料館等を一括して運営する地方独立行政法人(以下「一括独法」という。)は、各施設の運営負担の全体的軽減や施設間の連携強化、各施設のレベルアップ、広域的なサービス展開等を可能とする。

その中核的役割を担うことは、本県の中心的博物館たる県博の使命であり、県博自身の課題である地域や住民との連携・協働を推進することにも大いに役立つものである。市町村と一緒に、検討を進めていく必要がある。

#### (2) 指定管理者制度について

指定管理者制度については、①指定管理期間が短く継続して指定を受けられる保証がないことや②博物館、美術館等の特性を踏まえつつ指定管理の条件や業務範囲を設定することなどに留意する必要があるが、民間ノウハウを導入することで、来館者サービスの向上、利用者の利便性向上等による来館者増や効果的・効率的な運営による経費節減が期待されるなどの効果が見込まれるため、検討を進めていく必要がある。

### 2 地方独立行政法人による運営の検討

上記(1)の指摘を踏まえ、まず地方独立行政法人による美術館運営について考えてみた。その際には、前述のとおり一括独法が前提だったことから、平成27年6月26日に「博物館等地方独立行政法人制度研究会」が設置され、県立博物館の他、同会に参加した市町村が設置している博物館、美術館、歴史民俗資料館など合計21施設を対象として、平成28年2月22日まで5回にわたって会議が開催され議論が積み重ねられた。

そして、対象施設の設立団体(県と市町村)が共同で設立した一括独法が当該施設全てを一括して管理運営する場合のメリット、デメリットを次のように整理された。

#### (1) 財務面の効果と課題

(一社)鳥取県中小企業診断士協会に委託して、直近の決算書等をベースに一括独法設立前後における経常ベースの行政コスト計算書を対象施設毎に試算・作成し比較した結果、次のような効果等が見込まれた。

ア 総務経理系業務を本部で一括集中処理すること等により、全体で正職員8～9名を削減 →人件費が約4千万円減少

イ 本部での一括発注等により固定費が全体で約 32 百万円削減 →上記による人件費削減と合わせ、全体で経常費用が約 63 百万円削減

ウ 結果、各設立団体の負担額は、約 1.6～34 百万円減少するが、従来、運営に殆ど費用をかけていなかった所では、巡回職員(※)の人件費負担相当額が増加。

※普段は開館していない施設の管理水準向上を図るため、本部に学芸系非常勤職員を配置し、当該施設を月 2 回巡回させると想定。その人件費は、当該施設の設置市町村が分担するものとして試算。

## (2) 財務面以外の効果と課題

ア 一括独法化により、利用者サービスや運営への経営的視点の導入、共同企画・広報による新規来館者の掘り起こし、他館との人事交流や合同研修によるスキルアップ等の効果が見込まれる。

イ 一方で、職員の身分の問題、膨大な評価事務への対応、又、中期目標の設定等に当たり全設置団体の議会議決が必要になるなど様々な課題があり、その中には適切な対策を講じれば解決できるものもあるが、当該対策の実施が現実的には非常に困難なもの(※)等もある。

※中期目標の設定等に係る各議会議決手続簡素化のためには、各設立団体で一部事務組合又は広域連合を設立する他ない。

以上の検討成果は、「鳥取県博物館等一括運営地方独立行政法人設立可能性調査報告書」(資料 9)として取りまとめられ、平成 28 年 3 月 7 日に博物館等の施設を有する市町村(研究会不参加市町村を含む。)に送付された。

その際、当該市町村に対し、引き続き一括独法設立に向けて更なる検討を行う場合、県と共にこれに参加する(＝一括独法の設立について前向きに検討する)意向があるか照会されたところ、あると回答したのは 2 町のみであった。これではスケールメリットが期待できる一括独法の設立は困難なことから、各市町村と県が共同で博物館等の管理運営に地方独立行政法人制度を導入することについて検討を進めるのは当面難しいと思われる。

しかし、市町村の博物館等の中には厳しい状況に置かれているものもあり、その改善を図る上で一括独法の設立は極めて効果的な方法だと考えられることから、今後、それが双方に十分なメリットをもたらすと予想される状況や施設が生じた場合には、改めて個別に検討すべきである。

## 3 指定管理者による運営の検討

1 の (2) の指摘を踏まえ、美術館の管理運営を指定管理者に行わせることについても検討した。

### (1) 全国的な状況

まず、平成 26 年 6 月に滋賀県が行った調査の結果(個別聞き取りにより一部修正)から、都道府県立博物館(美術館を含み、博物館法の登録を受けたものに限る)の管理運営状況を概観する。表 6 のとおり、指定管理者制度を導入している博物館は 4 分の 1 程度であり、他は都道府県直営である。

指定管理者に美術館の運営業務を行わせている館も、館運営に関する業務全般を指定管理者に行わせる所(全部指定)と、指定管理者に行わせる業務を管理部門の業務(施設の維持管理、財務・経理、企画・広報、来館者案内、入館料徴収等)に限定し、学芸部門の業務は都道府県直営で行っている所(一部指定)に分かれる。

美術館には一部指定が多く、特に都道府県直営から指定管理者による運営へと移行した所では、表5のとおり美術館に全部指定の所はなく、博物館全体でも10館中9館が一部指定である。

なお、指定管理者による運営期間については、5年としている所が多い(20館)が、3年(4館)とか4年(5館)という所もある。

【表9】都道府県立博物館の管理運営状況

種別	県直営	全部指定	一部指定	合計
総合	13	2	3	18
美術	34	3	8	45
自然	7	0	1	8
歴史	34	6	6	46
合計	88	11	18	117

【表10】指定管理導入前の運営形態と指定管理業務の範囲

導入前		県直営	管理委託	(開館時より)	合計
総合	全部指定	1	1	0	2
	一部指定	2	1	0	3
美術	全部指定	0	3	0	3
	一部指定	3	4	1	8
自然	全部指定	0	0	0	0
	一部指定	1	0	0	1
歴史	全部指定	0	6	0	6
	一部指定	3	2	1	6
合計	全部指定	1	10	0	11
	一部指定	9	7	2	18

(2) メリット・デメリットとそれらへの対応【表11】

メリット・デメリット		対応
①集客力のある事業展開、広報宣伝の強化、接遇の改善等による施	・施設の維持管理や財務・経理、企画・広報など管理部門の業務は民間企業でも一般的に行われているものであり、民間のノウハウやネットワークを活用した指定管理者の創意工夫等に	・管理部門の業務を指定管理者に行わせる方向で考えるべき。



	メリット・デメリット	対応
<p>設の魅力向上、利用促進、収益増加</p> <p>②業務の簡素化、迅速化、効率化など合理化を促進して経費を節減</p>	<p>より左のメリットが期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学芸部門の業務については、営利性に乏しく民間企業では余り行われていないものであることから、民間独自のノウハウ等の活用の余地は少なく、左のメリットは余り期待できない。</li> <li>・左のメリットは指定管理者の経営努力による所が大きいが、その成果は指定管理料にも反映。ただし、安易な合理化等は美術館の本来機能を低下させるので、（過大な目標設定等は禁物）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費削減を求め過ぎて悪影響が生じないように配慮しつつ、指定管理者の経営努力を損なわない範囲で、収益増加や経費節減の成果を指定管理料等に反映する仕組みを検討</li> </ul>
<p>③管理期間が限定され、中長期的な視点による継続的・戦略的な事業展開が困難</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理期間中に成果を上げることが重視する余り、当面の集客増やコスト削減等にばかり目が行き、場当たりの運営に終始しがち。</li> <li>・学芸部門の業務には、長期間継続して計画的に進めるべきものが多いため、実施期間が限定され、継続が保証されない体制の下では、左のようなデメリットが顕著となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的視点が必要な業務の指定管理対象からの除外、指定管理期間の長期化等も検討。</li> </ul>
<p>④職員雇用が短期化・不安定化しがちで、質の高い人材の確保・育成が困難。士気低下も懸念</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理部門の職員に求められる知識・技能は一般的・基本的なものなので、一般的な雇用条件で必要な人材を確保し、比較的短期間で育成することも可能。</li> <li>・学芸部門の職員には専門的な知識・経験が必要とされるので、不安定な雇用環境の下では、適切な人材の確保・育成は困難。</li> <li>・美術館の業務経験のある人材は貴重であり、指定管理制度を導入した場合も、当面は既存職員の活用を考えることになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度の導入は、適切な人材の確保・育成の可能性を踏まえて考えるべき。</li> <li>・既存職員を活用するためには、現在の労働条件を大きく変えて士気低下を招くような事態は避けるべき。</li> </ul>
<p>⑤収益増加等に結び付かない事業、業務、仕組み等が軽視、休廃止等される恐れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の収益増加等が優先され、それに結び付かない対応は段々行われなくなる恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書等で収益以外の管理目標等を適切に設定し、美術館の本来機能や必要事業の着実な実施を（ディス）インセンティブ等により担保。</li> </ul>

メリット・デメリット		対応
⑥収益確保のため入館料等が上昇し、利用が抑制される恐れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は博物館法第23条に基づき入館料等は低額に止めているが、収益確保のため指定管理者がその額を引き上げ、結果、利用者が減少する恐れがある。</li> <li>・しかし余り低額に抑制すると、指定管理者が主体的に経営改善を図る意欲を損なう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金制とする場合でも、条例の料金規定や料金の承認手続きにより過度の上昇を抑制</li> <li>・指定管理者の創意工夫を引き出しつつ、多くの利用を促進し得る適切な水準維持に留意。</li> </ul>
⑦学校との関係希薄化により教育的利用が低迷 [全部指定]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者たる民間企業の職員が学芸部門の業務を行う場合、県職員が行う場合より学校との関係は希薄となり、当該学校の教育課程での利用その他の児童生徒の利用が減少する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面は既存職員を活用すること等により、学校との連携が損なわれないようにする。</li> </ul>
⑧県職員と指定管理者の職員が混在するため、組織的な機能不全、業務混乱が発生する恐れ [一部指定]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美術館の運営組織に県職員と指定管理者の職員が配置されるので、権限と責任の所在、指揮命令系統が不明確となり、齟齬や混乱が発生する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書で権限と責任の所在を明確化するとともに、双方が現場への権限委任を拡大し、迅速・円滑な意思疎通、連絡調整、判断決定ができるようにする。</li> </ul>
⑨県内に適切な指定管理の受け手が無い恐れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内には、県立美術館に準ずる規模・性質の施設の運営実績のある民間企業はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県産業振興条例に基づき、県内に支店、営業所等を有する企業や、規模は近いが多少異質な施設の運営実績のある企業からも公募。</li> </ul>

### (3) 方向性

上記を踏まえ、新しい美術館を指定管理者に運営させることについては、更に検討することとするが、今後の検討は、美術館の管理部門の業務のみを指定管理者に行わせる方向で進めるものとする。

## 4 整備手法

厳しい財政状況の中で効率的・効果的な公共施設づくりを進めるためには、その整備等にも民間の資金、技術等を活用することが重要なことから、本県でも平成28年3月に「鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」(資料10)が決定され、従来型

手法(県直営)に優先してPFI等の事業手法の活用を検討することとされた。そこでPFI手法の導入についても、内閣府の「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」を参考に、簡易な方法による定量評価及び定性評価を行ってみた。

(1) 定量評価【表12】

	従来型手法の費用等 (PSC) (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法の費用等 (候補となるPPP/PFI手法)
整備等(運営等を除く)費用	89.0億円	80.1億円
〈算出根拠〉	建設費85億円及び設計(基本・実施)及び工事監理委託料4億円	従来型手法より10%削減の想定 (H25・26内閣府調査の平均削減率)
運営等費用	77.8億円	70.0億円
〈算出根拠〉	389百万円/年(第5回検討委員会資料より)	従来型手法より10%削減の想定 (H25・26内閣府調査の平均削減率)
利用料金収入	5.6億円	6.2億円
〈算出根拠〉	28百万円/年(第5回検討委員会資料より)	従来型手法より10%増加の想定 (H25・26内閣府調査の平均削減率)
資金調達費用	9.5億円	16.0億円
〈算出根拠〉	89億円(整備等費用)×75%(起債充当率)×起債利率1.3%・償還期間20年の元利均等償還	公共が自ら資金調達した場合の利率に0.5%ポイントを上乗せ
調査等費用	—	0.25億円
〈算出根拠〉		導入可能性調査の費用及びその後の業務委託の費用
税金	—	0.03億円
〈算出根拠〉		各年度の損益に法人実効税率32.11%を乗じて算出
税引き後損益	—	0.06億円
〈算出根拠〉		EIRR(資本金に対する配当等の利回り)が5%確保されることを想定
合計	170.7億円	160.3億円
合計(現在価値)	136.9億円	123.8億円
財政支出削減率		VFMは13.1億円 9.5%
その他(前提条件等)	事業期間20年間 割引率2.6%	

なお上記の評価は、建築費については70～100億円という想定に基づいた約85億円という試算額、運営費については年間20万人の利用を確保するための4億円近い想定額を前提としている。建築費を10億円ほど圧縮したり、運営費を3億円余りに抑制したりすれば、当然その分VFMは低下するが、それでも尚10億円は上回るようである。

(2) 定性評価【表13】

項目	内容
<p><b>a 住民サービスの向上</b> 民間能力の活用により、多様なニーズに対応した事業実施など、住民サービス向上が見込まれるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間のノウハウやネットワークの活用により、利用者にとって魅力的で多彩な事業展開、接遇改善による施設の魅力向上等が図られ、利用者ニーズに応じた低廉で良質なサービス提供が可能になると期待。</li> </ul>
<p><b>b 管理運営の効率化</b> 民間の業務運営手法を活用した迅速な業務処理により、管理運営の効率化が見込まれるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・建設から管理運営まで一括して民間事業者に任せるため、各業務毎に発注する場合に比べ、迅速な事務処理による管理運営の効率化を期待。</li> <li>・事業の計画段階で予め発生リスクを想定し、その責任分担を公共及び民間事業者の間で明確にすることで、問題発生時の迅速・適切な対応が可能となるので、業務の円滑遂行や安定した事業運営を期待。</li> </ul>
<p><b>c 新たな発想の活用</b> 新たな発想（事業計画）による事業展開、利用促進が見込まれるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間のノウハウやネットワークを活用した事業者の創意工夫等により、年度予算に縛られずに、集客力のある事業を展開したり、広報宣伝を強化することが可能となるので、施設の魅力を向上させて利用を促進し、収益を増加させることも期待。</li> </ul>
<p><b>d 施設の目的・機能</b> 利用者の安心感や信頼性の確保、所有する情報の保護、市町村との連携等を図る観点から見て、施設の目的・機能は十分に達成・発揮されるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初から、公共施設としての目的・機能や官民の役割分担が明確に示されるとともに、その後も、事業の実施状況、提供サービスの水準が厳しくモニタリングされるので、美術館の目的・機能が十分に達成・発揮されると期待。</li> <li>・学芸部門の業務には、長期的な視点による継続的・戦略的な対応が必要とされるものが多い。それを管理期間が限られる民間事業者が行うことになると、管理期間中の集客増やコスト削減等を重視するあまり継続的・戦略的な対応が疎かとなり、それによって担保される美術館の本来的な目的・機能が十分に達成・発揮できなくなる恐れがある。</li> </ul>

<p>e <u>県の関与の必要性</u></p> <p>行政機関としての性格が強く、直営で行うべきもの又は施設目的の再検討により県の直接関与を強めるべきものではないか</p>	<p>・美術館の業務は、基本的に公権力の行使に係るものではなく、その意味で行政直営が求められるものではないが、社会教育施設としての公共的使命に鑑み、営利性については抑制すべき面も多い。収益増加等に結び付かない事業、業務、仕組み等が維持されるよう、ある程度の県の関与は必要だが、今より関与を強めるべきということはない。</p>
<p>f <u>個別の法律による制約</u></p> <p>個別の法律により管理主体に対する制約が大きいものではないか</p>	<p>・博物館法上の(登録)博物館であるためには、同法の制約を受けるが、その制約はそれほど厳しいものではない。</p>

(3) 方向性

以上のとおり、新しい美術館をPFI手法により整備・運営することには一定のメリットが見込まれるものの課題もあることから、より精緻な評価を行い実現可能性等について更に検討する必要がある。

## 第8章 今後の進め方

3頁で述べたとおり本構想は、新たに県立美術館を整備することについて県民に説明し理解していただくため、これを整備する場合の基本的な方向性を整理するものである。そうした趣旨にのっとり本委員会では、検討が進む都度、出前説明会や県民フォーラムなど県民に説明して意見を伺う取組を事務局(県博)に積極的に行ってもらうとともに、それらの機会に伺った県民の声や、折に触れて出された県議会の意見等も、可能な限り反映しつつ検討を進めてきた。

そして昨年10月には、建設場所の選定以外の内容については本委員会の議論も概ね集約されてきたことから、鳥取県教育委員会ではこれまで検討してきた内容についての県民意識調査を行われた。その結果によれば(資料7参照)、調査回答者の7割前後から、これまでの検討内容は(おおむね)適切であり、(どちらかといえば)美術館の整備は進めていくべきだと認めていただけたようである。

県立美術館の建設場所については、昨年6月に専門委員により候補地が4ヶ所に絞り込まれていたが、県民の関心が非常に高く、その意向を踏まえて判断する必要があることから、今年1月には建設場所に関する県民意識調査も行われた。本委員会としては、その結果も踏まえて総合的に検討し候補地を絞り込んだ上で、鳥取県立美術館整備基本構想を最終的に取りまとめたので、鳥取県教育委員会におかれては、これを極力尊重して新しい美術館を整備・運営して行ってほしいと考えている。

今後も、美術館機能の担い手たる学芸員のみならず、外部の様々な関係団体や有識者、利用者等の意見や要望、更には民間のノウハウ等も参考にしながら検討を進め、様々な取組を展開していくことが必要となろう。そんな中にあっても、関係者には本構想の趣旨を損なわないよう努力してほしい。特に、本構想の中で美術館の基本的な在り方として提示された「県民立美術館」の実現については、最大限の努力をお願いしたい。

そのためには、県民の主体的な参画・協力を得て、多様な県民ニーズに柔軟に対応していく必要がある。しかし、こうした対応は一朝一夕に効果的に実施できるようになるものではないので、今から積極的に展開していかなければならない。開館前からの着実な積重ねによって、新しい美術館は速やかに、地域に根付き住民に支えられた県民本位の施設となり、多くの県民から「私たちの県民立美術館」だと思ってもらえる存在になることができるのだと思う。

なお、県立美術館が県中部に整備される場合には、従来県東部で殆ど唯一の総合美術拠点としても機能してきた県博は、自然、歴史・民俗分野の専用施設となって美術分野の機能を失ってしまうのかもしれない。これについては、第6章で述べた県下各地の文化施設を結び付けたネットワークを形成・強化することである程度カバーできるとしても、これまで県博で開催されてきたような規模の美術展が開催し難くなる点はいかんともし難い。

そうした事態は、鳥取県の美術文化振興に大きな負の影響を及ぼす。これを避けるため、県博にある程度の規模の美術展が開催できる機能を維持しておく必要がある。

県博には、自然、歴史・民俗分野の施設となった後も、県立美術館と連携して県東部の美術拠点としての役割を担い続けてほしい。その点についても努力するよう、関係者には重ねてお願いしておく。

鳥取県立美術館整備基本構想最終報告提出に当たっての  
鳥取県美術館整備基本構想検討委員会会長談話

本日、鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の鳥取県立美術館整備基本構想の最終報告がほぼ取りまとまったので鳥取県教育委員会に提出します。

本委員会は、一昨年7月に発足して以来、1年8月にわたり13回の会合を重ね、鳥取県立美術館整備基本構想の検討を進めてきました。この間、出前説明会や県民フォーラムなどで県民の意見を積極的に伺うとともに、そうして伺った県民の声や折に触れて出される県議会の意見等も可能な限り反映してきた結果、昨年10月に実施された県民意識調査では、回答者の7割前後から、本構想の内容は適切であり県立美術館の整備は進めていくべきだと認めていただいたので、昨年11月には本構想の中間報告を行っています。

また、県民の関心を集めていた新美術館の建設場所については、県内市町から推薦等された13箇所の候補地について、鳥取県立美術館候補地評価等専門委員に専門的・客観的な視点からの評価を賜り、昨年6月には4ヶ所に絞り込んでいただきました。本年1月、これについても県民意識調査が行われ、本委員会で、専門委員の評価やその調査の結果も踏まえて総合的に検討したところ、様々な意見があり一致して建設地を選定するには至らなかったものの、過半数の委員は倉吉市ラグビー場が最適と判断されたので、こうした事実を提示して本委員会の検討結果とすることとしました。

かくて、本委員会が鳥取県教育委員会から作成を委嘱された、県立美術館を整備する場合の具体的な方向性を整理した基本構想がほぼまとまったことから、この度、その報告を行うものであります。前述のとおり、本構想の内容は長期間にわたる本委員会委員及び専門委員各位の真摯かつ丁寧な議論の結果であり、新しい美術館の基本的な方向性は明確に示すことができたと考えています。

従って鳥取県教育委員会には、その方向性を最大限尊重して県立美術館を整備・運営して欲しいと思います。特に、本構想の中で美術館の基本的な在り方として提示された「県民立美術館」の実現については、最大限の努力をお願いするとともに、今後、県中部に県立美術館が整備される場合には、従来県東部で殆ど唯一の総合美術拠点であった県立博物館に、相当規模の美術展が開催できる機能を維持しておくよう、重ねてお願いします。

平成29年2月20日

鳥取県美術館整備基本構想検討委員会  
会長 林田 英樹



平成28年度企画展  
シリーズ ミュージアムとの創造的対話01  
「Monument/Document 誰が記憶を所有するのか？」の開催について

平成29年2月24日  
博 物 館

1 趣 旨 鳥取県立博物館は、開館以来今日まで、文化芸術を保存し、次世代へ継承していくための活動を行ってきました。こうした活動をさらに広げ、ミュージアムを巡る様々な問いかけを機に、人やモノと創造的な対話を重ねることで、これからのミュージアムの可能性を開くことを目的として、シリーズ展「ミュージアムとの創造的対話」を開始します。そこでは、国内外の優れたアーティストが、既存の枠組みにとらわれず、実験的で多彩な表現を展示室の内外で展開します。

第1回目は、ミュージアムが記憶の貯蔵庫であると同時に生産場所でもあることから、「誰が記憶を所有するのか？」という問いかけを契機としたものとします。モニュメントとドキュメントという切り口で、誰が記憶を遺すのか、遺された記憶は誰が担うのか、いかに記憶と関わるのかということについて、現代的な課題を提起する3名の作家の作品を紹介します。

2 会 期 平成29年2月25日(土)～3月20日(月・祝) ※休館日なし

3 会場及び開館時間

鳥取県立博物館2階 第2特別展示室(午前9時～午後5時)

鳥取市街地エリア: 上町会場(鳥取市上町93-1おうちだにグランドアパート内)

瓦町会場(鳥取市瓦町507)

川端会場(鳥取市川端一丁目210)

末広会場(鳥取市末広温泉町702)

米子市街地エリア: 鞆町児童遊園地周辺(米子市鞆町一丁目59、60、法勝寺町96-2)

米子本通り商店街(米子市四日市町)

※市街地エリアの開館時間は午前10時～午後6時、川端会場のみ午前11時～午後8時

4 観 覧 料 一般600円(20名以上の団体料金=400円、市街地エリアの会場は無料)

5 主 催 鳥取県立博物館

6 特別協賛 株式会社LIXIL、株式会社創伸

7 協 賛 日本通運、株式会社モリックスジャパン、株式会社吉備総合電設、三和商事株式会社

8 協 力 NPO法人まちなかこもんず、おうちだにグランドアパート保存会 とつとりの風、株式会社大西コルク工業所、株式会社ザ ネイチャーズ、株式会社ニッカリ、島根大学教育学部彫刻研究室、大山移住交流サテライトセンター、高橋茶店、鳥取市教育委員会、鳥取市歴史博物館、鳥取家守舎、四日市町商店街振興組合、米子建築塾、米子市美術館

9 出品作家 白川 昌生(1948年福岡県生まれ、群馬県在住)

中ハシ 克シゲ(1955年香川県生まれ、滋賀県在住)

西野 達(1960年愛知県生まれ、ベルリン・東京在住)

10 関連事業

日時	事業名	会場
2月25日(土)午後2時～3時30分	オープニングトーク	鳥取県立博物館 講堂
2月26日(日)午前10時～午後4時	学芸員によるギャラリートัวร์	博物館及び市街地会場
3月4日(土)午後3時～午後5時30分	西野達トークセッション	鳥取市街地エリア(鳥取市瓦町201)
3月11日(土)午後2時～4時	白川昌生ワークショップ	鳥取市街地エリア(鳥取市瓦町507)
3月12日(日)午後2時～4時	中ハシ克シゲワークショップ	鳥取県立博物館 第2特別展示室
3月18日(土)午後2時～3時半	中ハシ克シゲレクチャー	鳥取県立博物館 第2特別展示室

